

第3次

泉佐野市男女共同参画推進計画



ひと 人ひとプラン

令和4年（2022年）

泉佐野市

はじめに

急速な少子高齢化とそれに伴う人口の減少が進展し、また雇用形態の多様化など社会経済情勢においても大きな変革期を迎えています。国内では、平成27年(2015年)に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下、「女性活躍推進法」)が施行され、世界でも国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)の5番目に「ジェンダー平等を実現しよう」と掲げられました。

本市におきましても、男女共同参画社会の実現に向け、平成29年(2017年)4月制定の「泉佐野市男女共同参画まちづくり条例」に基づき、「第2次いずみさの男女共同参画行動計画」(第2次人ひとプラン)を策定し、様々な施策を総合的に進めてまいりました。また、平成30年(2018年)に策定した「改訂第2次いずみさの男女共同参画行動計画」(改訂第2次人ひとプラン)では、計画の一部を「女性活躍推進法」に基づく「市町村推進計画(女性活躍推進計画)」に位置づけています。

この度、第2次計画の計画期間が終了するにあたり、第3次計画策定のために市民意識の変化や市内事業所の取組実態等を把握することを目的として、令和2年(2020年)に「泉佐野市男女共同参画に関する市民・事業所アンケート調査」を実施いたしました。調査結果によると、市民意識として「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識は払拭されつつありますが、政策及び方針決定過程における女性の参画が十分に進んでいないことや、男性の育児休業取得率が低迷していること、DV(ドメスティック・バイオレンス)や児童虐待が深刻化していることなど、多くの課題が残されています。

こうした現状を踏まえて、すべての人が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けた施策をさらに推進し、誰もが生き生きと心豊かに暮らすことができるまちづくりの取組を推進するため、「第3次泉佐野市男女共同参画推進計画」(第3次人ひとプラン)を策定いたしました。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心なご審議をいただきました「泉佐野市男女共同参画審議会」の委員の皆様、アンケート調査及び意見聴取などを通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様、事業所の皆様、そして策定にご協力いただきました関係機関の皆様から感謝申し上げますとともに、今後も一層のご理解とご協力をお願いいたします。

令和4年(2022年)3月

泉佐野市長 千代松 大耕

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画策定の背景	3
第2章 計画の基本的な考え方	23
1 計画の位置づけ	24
2 計画期間	24
3 計画の目指す姿及び基本理念	25
4 重点的に取り組む課題	27
5 計画の体系	29
第3章 計画の内容	31
基本目標Ⅰ あらゆる分野における共同参画	32
基本目標Ⅱ 誰もが安全・安心な地域社会づくり	42
基本目標Ⅲ ジェンダー平等意識の浸透	49
第4章 計画の推進	55
1 計画の推進体制	56
2 計画の進行管理	57
3 市民等との協働・連携の推進	57
4 計画推進のための指標	58
資 料	59
男女共同参画に関する年表	60
男女共同参画社会基本法	66
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	69
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	74
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	81
泉佐野市男女共同参画まちづくり条例	88
泉佐野市男女共同参画審議会規則	91
泉佐野市男女共同参画審議会 委員名簿	93
計画策定の経緯	94
泉佐野市男女共同参画推進会議設置要綱	95

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

「男女共同参画社会基本法¹」では、男女共同参画社会²を実現するための基本理念を掲げ、行政(国、地方公共団体)と国民それぞれが果たすべき役割を定めています。

国は、同法に基づく男女共同参画基本計画を5年ごとに策定し、社会経済情勢の変化等に対応した重点分野を設定し、具体的施策と成果目標を定めています。また、少子高齢化の進む我が国において、社会の持続的な発展のためには、女性が活躍できる社会づくりが最重要課題のひとつであるとして、平成26年(2014年)には、首相官邸内に「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置され、翌年から毎年「女性活躍加速のための重点方針」を定めています。

「男女共同参画社会基本法」は、市町村に対して、国の男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案した市町村男女共同参画計画を策定することを規定しています。

本市では、「男女共同参画社会基本法」に基づく計画として、平成14年(2002年)に「泉佐野市男女共同参画すいしん計画」(人ひとプラン)を、平成24年(2012年)に「第2次いずみさの男女共同参画行動計画」(第2次人ひとプラン)を策定したのち、平成30年(2018年)に策定した「改訂第2次いずみさの男女共同参画行動計画」(改訂第2次人ひとプラン)では、計画の一部を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下、「女性活躍推進法」)に基づく「市町村推進計画(女性活躍推進計画)」に位置づけて、国の法制度に対応しています。

このたび、現行計画の計画期間が終了することから、新たな計画策定のために市民意識の変化や市内事業所の取組実態等を把握することを目的として、令和2年(2020年)に「泉佐野市男女共同参画に関する市民・事業所アンケート調査」(以下、「市民・事業所アンケート調査」)を実施しました。調査の結果によると、市民意識として「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識は払拭されつつありますが、社会の各分野における男女の不平等感は根強いものがあります。

こうした現状を踏まえて、すべての人が性別にかかわらず、対等な関係を築き、多様な生き方を選択できる社会の実現を目指し、本市の男女共同参画の推進に関する施策の方向を明らかにし、総合的かつ計画的に取組を推進するため、「第3次泉佐野市男女共同参画推進計画」(第3次人ひとプラン)を策定しました。

1 **男女共同参画社会基本法**：平成11(1999)年施行。男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、男女共同参画社会の形成についての基本理念を定め、国・地方公共団体及び国民の果たすべき役割、基本計画を規定している。

2 **男女共同参画社会**：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会をいう。

2 計画策定の背景

(1)近年の世界・国・大阪府の動き

①世界の動き

国連を中心に進められてきた、世界における男女平等の取組では、昭和54年(1979年)に採択された「女子差別撤廃条約」と、平成7年(1995年)に開催された「第4回世界女性会議(北京会議)」において採択された「北京宣言及び行動綱領」が、現在に至るまで、世界における男女平等推進の国際規範・基準となっています。

平成27年(2015年)には、国際社会共通の目標として採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)³」において、SDGsの17の目標の5番目に設定されている「ジェンダー平等の実現」は、目標のひとつであるだけでなく、他のすべての目標達成において必要不可欠であるとの重要性が明示されています。

また、令和元年(2019年)に、日本で開催されたG20サミットの成果文書「G20大阪首脳宣言」には、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント⁴は、持続可能で包摂的な経済成長に不可欠である」と明記され、人権の視点からも社会経済発展の視点からも国際的な課題として共有されています。さらに、令和3年(2021年)8月には、G20では初めてとなる「女性活躍担当大臣会合」が開催され、特に取り組むべき分野横断的な取組として、①STEM(科学、技術、工学、数学)、金融及びデジタル・リテラシー⁵、環境サステナビリティ(持続可能性)②労働と経済的エンパワーメント、ワーク・ライフ・バランスの2つのテーマを中心に、女性の経済的なエンパワーメント(自立する力)の課題や取組等について議論が行われています。

3 持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)：平成27年(2015年)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

4 エンパワーメント：人が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること、及びそうした力をもった主体的な存在となること。

5 デジタル・リテラシー：デジタル分野における事象や情報を正しく理解し、利活用できる力のこと。

②国の動き

我が国における主な法制度の動向としては、政治分野における女性の参画が他の先進国と比べて極めて遅れている現状を踏まえて、平成30年(2018年)に、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」(以下、「候補者男女均等法」)が公布・施行されました。また、同年には長時間労働の是正と多様で柔軟な働き方の実現や公正な待遇の確保を目的とした「働き方改革関連法」が成立しました。

令和元年(2019年)には、「女性活躍推進法」の改正が行われ、女性活躍に関する計画策定や情報公開の対象事業主の拡大が規定されました。また、同年には、セクシュアル・ハラスメント⁶、マタニティ・ハラスメント⁷を含む職場のハラスメント防止対策の強化を目的とする「男女雇用機会均等法」の改正に加えて、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下、「DV⁸防止法」)の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」なども成立し、いずれも令和2年(2020年)に施行されています。

令和3年(2021年)6月には、「候補者男女均等法」が改正され、政党は、候補者の選定方法の改善、候補者となるにふさわしい人材の育成、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等への対策にも自主的に取り組むよう努めるものとされました。また、同年には、男性が育児休業を取得しやすくなる制度を定めた「育児・介護休業法」も改正されています。

国の取組としては、児童虐待と密接な関連があるとされるDV被害者の適切な保護が行われるよう、配偶者からの暴力の被害者保護にあたり、相互に連携すべき関係機関として児童相談所の追加を明記するなどの法改正に伴い、令和2年(2020年)には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本方針」が改定されました。

令和3年度(2021年度)から開始されている、「第5次男女共同参画基本計画」には、社会情勢の現状と課題として、新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応、人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加、人生100年時代の到来、法律・制度の整備と女性の政策・方針決定過程への参画拡大、デジタル化社会への対応、国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識、頻発する大規模災害、SDGsの達成に向けた世界的な潮流などが示されています。

6 セクシュアル・ハラスメント：相手の意思に反して行われる性的な嫌がらせのこと。優位な力関係を背景に、様々な生活の場で起こり得るものである。

7 マタニティ・ハラスメント：妊娠・出産・育児休業等を理由とした嫌がらせや不利益取扱いのこと。

8 DV（ドメスティック・バイオレンス／配偶者等からの暴力）：夫婦・パートナーや恋人など親密な間柄において起こる身体的・精神的・性的・経済的な暴力や社会的隔離のこと。物理的な暴力だけでなく、脅し、無視、言動の制限、強制、苦痛を与えることも含まれる。

③大阪府の動き

大阪府では、令和元年(2019年)に、府民一人ひとりが性的指向及び性自認の多様性に関する理解を深めて、性的マイノリティ⁹に対する誤解や偏見をなくし、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指して「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」が施行されました。令和2年(2020年)1月から、性的マイノリティがお互いに人生のパートナーであることを宣誓した事実を公に証明する「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」が開始されています。

令和3年(2021年)3月に策定された「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」では、「①性別役割分担意識の解消は、男女共同参画社会の実現に向けたあらゆる取組の根幹となる」「②SDGsの推進によるジェンダー視点の主流化により、更なるジェンダー平等を目指す」という、2つの横断的視点が示されています。さらに、男女共同参画社会の実現に向けた意識改革において次世代に対する教育及び意識啓発の推進を重視し、重点目標である「方針の立案・決定過程への女性の参画拡大」のために、女性の人材育成を取組の方向に新設、女性に対する暴力の根絶に若年層への啓発の視点を強化することなどが盛り込まれています。

⁹ 性的マイノリティ：性的指向(どのような性別の人を好きになるか)が同性や両性であったり、性自認(自分の性別をどう認識しているか)が身体的性別と一致していないなど、性のありかたが多数派に属さない人。

(2)本市における取組¹⁰

本市では、「男女共同参画社会基本法」の成立に先駆けて、平成3年(1991年)に女性政策行動計画「いずみさの女性プラン21」を策定し、庁内において女性政策を体系的に取り組む体制を構築しています。その後、平成14年(2002年)に「泉佐野市男女共同参画すいしん計画」(人ひとプラン)を策定、平成24年(2012年)に「第2次いずみさの男女共同参画行動計画」(第2次人ひとプラン)を策定して、男女共同参画社会の実現を目指して施策の推進を図ってきました。

また、平成26年(2014年)に「泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会」における審議を経て、男女共同参画推進条例制定の提言を受けたのち、平成27年(2015年)に「泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会」内に「泉佐野市男女共同参画推進条例策定検討委員会」を設置し、本市における男女共同参画政策の指針となる条例の検討を進めました。

平成29年(2017年)に、本市における男女共同参画推進にかかる基本理念を定めた「泉佐野市男女共同参画まちづくり条例」を制定し、誰もが生き生きと心豊かに暮らせるまちづくりを推進するための基本理念とともに市・市民・事業者の責務を定めました。加えて同年には、条例の規定に基づき、「泉佐野市男女共同参画審議会」を設置して、総合的かつ専門的な見地から本市の男女共同参画政策の推進に関する審議を行う体制を構築しました。

平成30年(2018年)には、「女性活躍推進法」に基づく「女性活躍推進計画」を包含する「改訂第2次いずみさの男女共同参画行動計画」(改訂第2次人ひとプラン)を策定しています。

また、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2024年度)を計画期間とする「第2期泉佐野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、女性が子育て等と両立して働きやすい環境づくりやまちづくり分野での女性の活躍などの取組を掲げて、男女共同参画の視点で成果指標を設定するなど、本市における持続的な成長戦略として位置づけています。

10 本市における取組：巻末資料に本市における男女共同参画に関する年表を記載。

(3)男女共同参画にかかわる社会の状況

①男女共同参画に関する国際比較

国連開発計画が公表する、ジェンダー開発指数(GDI)は、人間開発指数(HDI)¹¹と同じ3つの基本的な側面(保健、教育、所得)における女性と男性の格差を測定し、人間開発の成果におけるジェンダー・ギャップを表す指数です。日本は人間開発指数(HDI)が19位であるのに対して、ジェンダー開発指数(GDI)は55位と順位を大幅に下げています。

ジェンダー不平等指数(GII)は、リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)、エンパワーメント、労働市場への参加の3つの側面における達成度の女性と男性の間の不平等を映し出す指標です。0(女性と男性が完全に平等な場合)～1(すべての側面において、男女の一方が他方より不利な状況におかれている場合)の間の数字で表されます。

世界経済フォーラムが公表する、ジェンダー・ギャップ指数(GGI)は、経済、教育、保健、政治の分野ごとのデータに基づき算出される指数で、0が完全不平等、1が完全平等を表しています。他の指数に比べて、日本のジェンダー・ギャップ指数(GGI)の順位が低いのは、政治や経済分野における女性参画で他の先進国と比べて大きく後れをとっていることがあげられます。

国では、「2020年までに指導的地位に占める女性割合30%」の目標が達成できなかったことから、第5次男女共同参画基本計画において、引き続き、「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性割合30%程度を目指す」こととなりました。

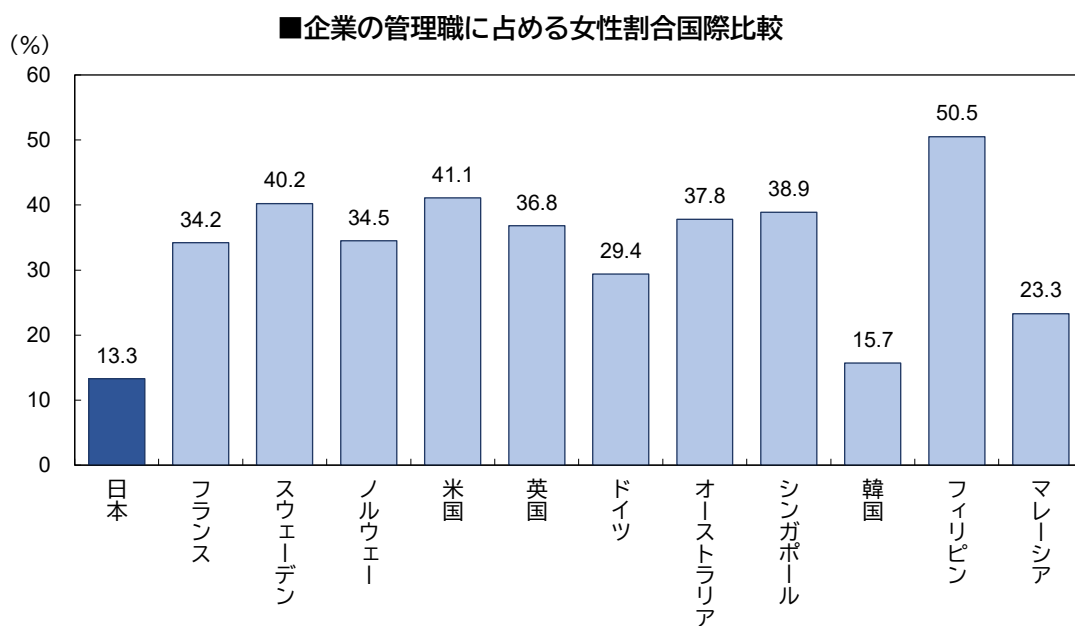
■男女共同参画に関する国際的な指数の順位

順位	国名	GDI 値	順位	国名	GII 値	順位	国名	GGI 値
1	ウクライナ	1.000	1	スイス	0.025	1	アイスランド	0.892
2	ブルンジ	0.999	2	デンマーク	0.038	2	フィンランド	0.861
3	ドミニカ	0.999	3	スウェーデン	0.039	3	ノルウェー	0.849
~~~~~								
55	ホンデュラス	0.978	23	アイルランド	0.093	119	アンゴラ	0.657
<b>55</b>	<b>日本</b>	<b>0.978</b>	<b>24</b>	<b>日本</b>	<b>0.094</b>	<b>120</b>	<b>日本</b>	<b>0.656</b>
57	セルビア	0.977	25	オーストラリア	0.097	121	シエラレオネ	0.655
55位／167か国(2020.12.15 発表)			24位／162か国(2020.12.15 発表)			120位／156か国(2021.3.31 発表)		

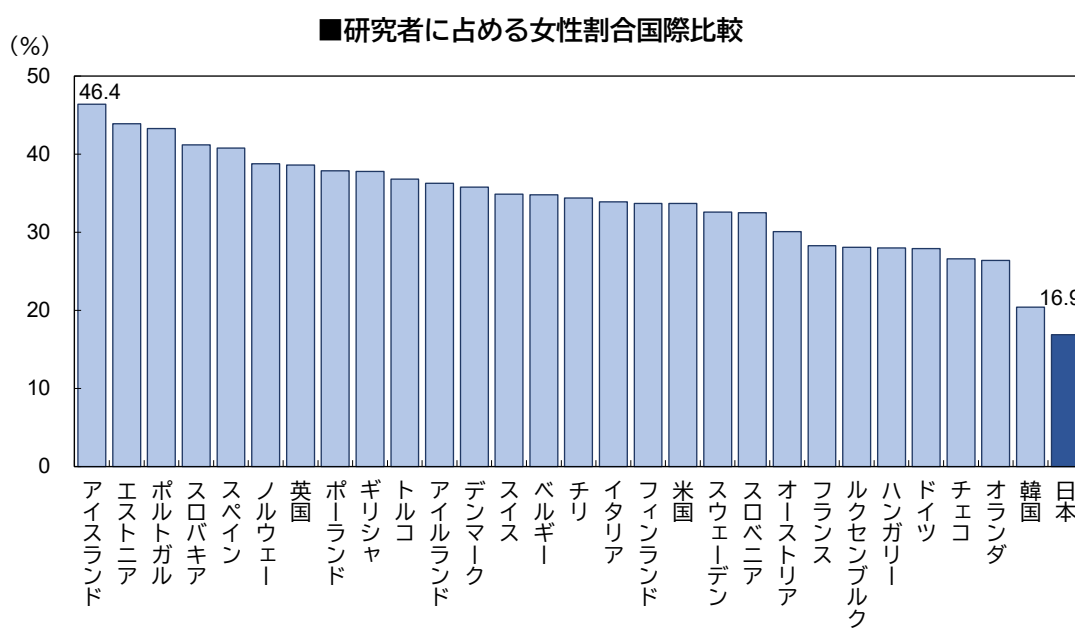
資料:内閣府男女共同参画局

11 人間開発指数(HDI):保健(平均余命)、教育(就学年数)、所得(推定収入)という人間開発の3つの側面に関して、ある国における平均達成度を測るための指標。国連開発計画が毎年発行する「人間開発報告」において公表される。

企業の管理職や研究者に占める女性割合をみても、他の先進国と比べて低い割合にとどまっています。



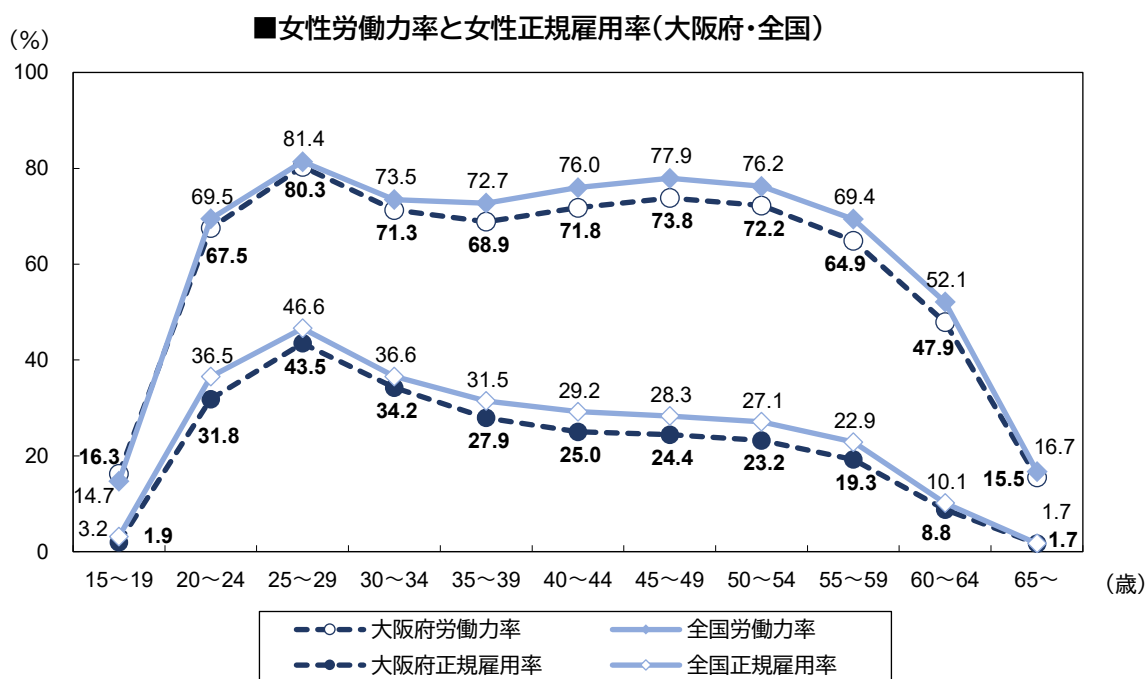
資料:男女共同参画白書令和3年版



資料:男女共同参画白書令和3年版

## ②女性の労働状況

国では「新・放課後子ども総合プラン」(令和元年度～令和5年度)において、子育て期にあたる女性(25～44歳)就業率80%の目標を掲げています。保育・教育の無償化をはじめとする、子育て支援の充実等により、子育て期も働き続ける女性が増えて、いわゆるM字カーブ¹²の底が高くなり台形に近づいています。ただし、女性の正規雇用率をみると、30歳代以降は正規雇用率が一貫して低くなる「L字カーブ」となっていることが全国的な課題とされています。



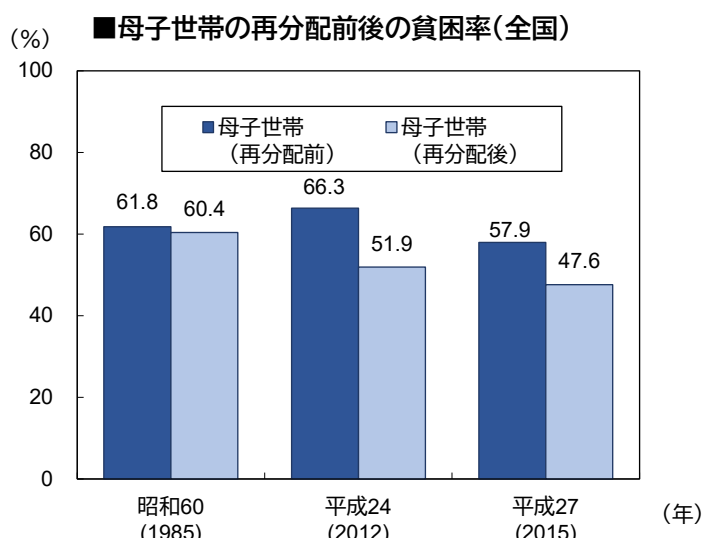
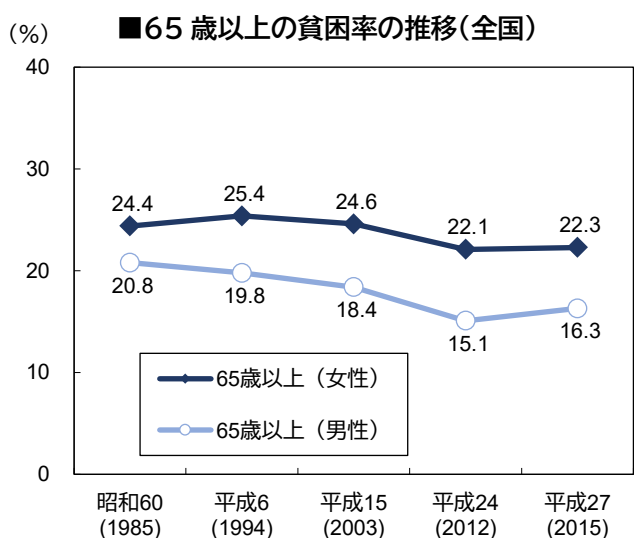
資料:総務省「国勢調査」平成 27 年「正規雇用率」は 15 歳以上人口に占める「正規の職員・従業員」の割合

¹² **M字カーブ**: 女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合)が、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、その後再び上昇してアルファベットの「M」の形になることをさす。

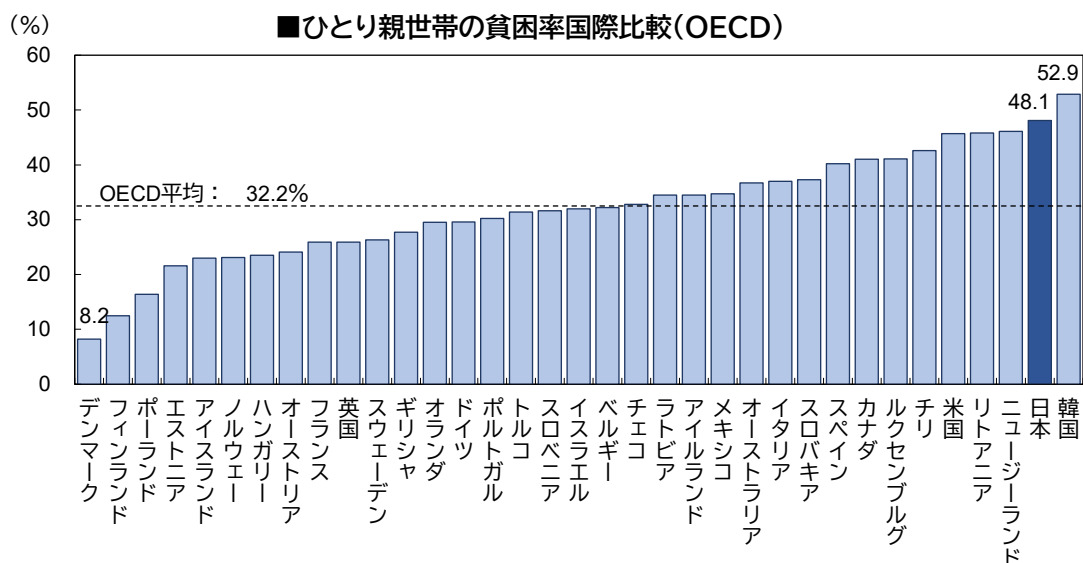
### ③女性の貧困

国の第5次基本計画策定専門調査会で提出された資料によると、母子家庭の相対的貧困率¹³が高い状況に大きな変化がみられず、再分配¹⁴後の貧困率はやや改善しているものの、再分配前の貧困率は30年間ほとんど変わっていません。高齢女性の貧困率は高止まりしています。

母子家庭の母親は、非正規雇用やサービス業で働く人が多いことから、令和2年(2020年)以降は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を多大に受けていると考えられます。



資料:内閣府第5次基本計画策定専門調査会安全・安心ワーキンググループ資料阿部彩(2018)「相対的貧困率の長期的動向:1985-2015」科学研究費助成事業(科学研究費補助金)(基盤研究(B))「貧困学」のフロンティアを構築する研究」報告書



資料:男女共同参画白書令和3年版

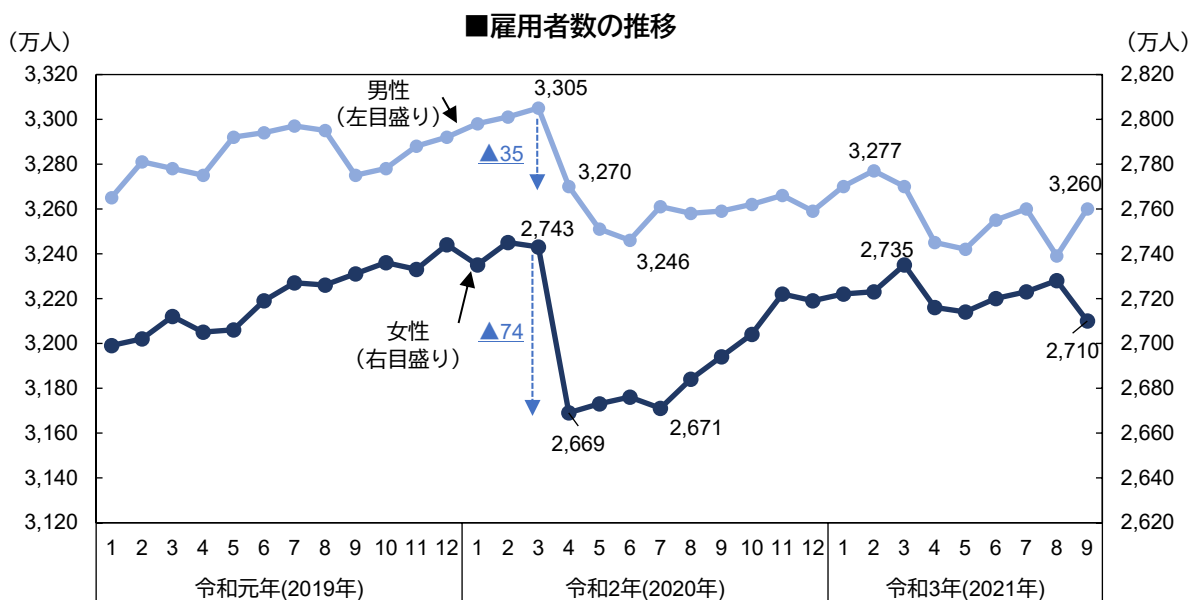
13 相対的貧困率: 等価可処分所得(世帯の可処分所得(いわゆる手取り収入)を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分の額(貧困線)を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいう。

14 再分配: 税制や社会保障制度などを通じて、高所得者から低所得者へ所得の分配がされること。



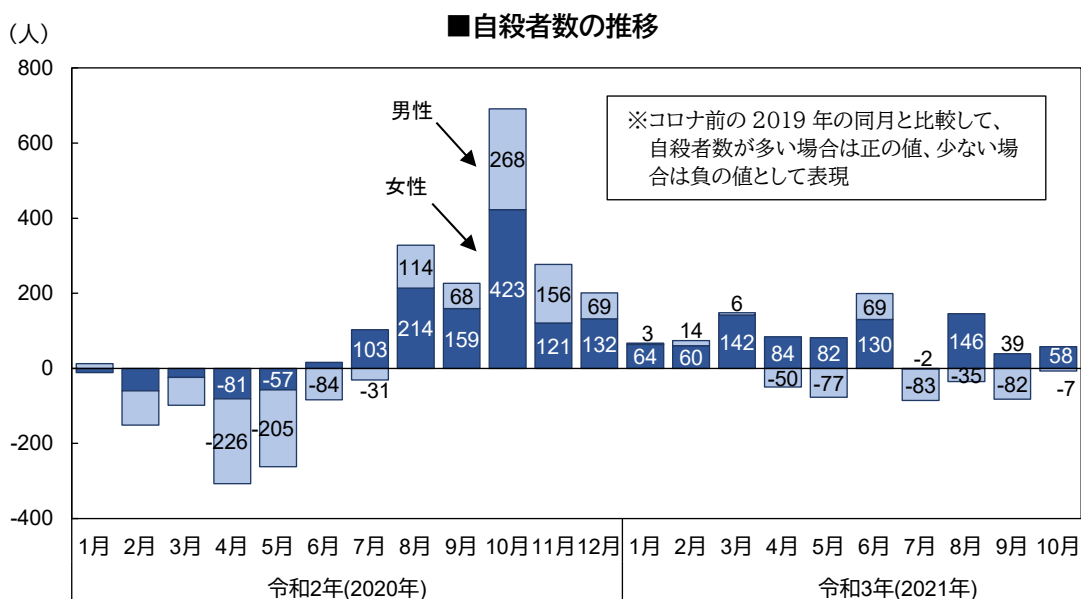
#### ④コロナ下の女性への影響

令和2年(2020年)に発令された緊急事態宣言直後に女性の雇用者数が大幅に減少しました。女性は男性に比べて、非正規雇用が多いことが影響していると考えられます。



資料:労働力調査/基本集計全都道府県長期時系列データ(厚生労働省)

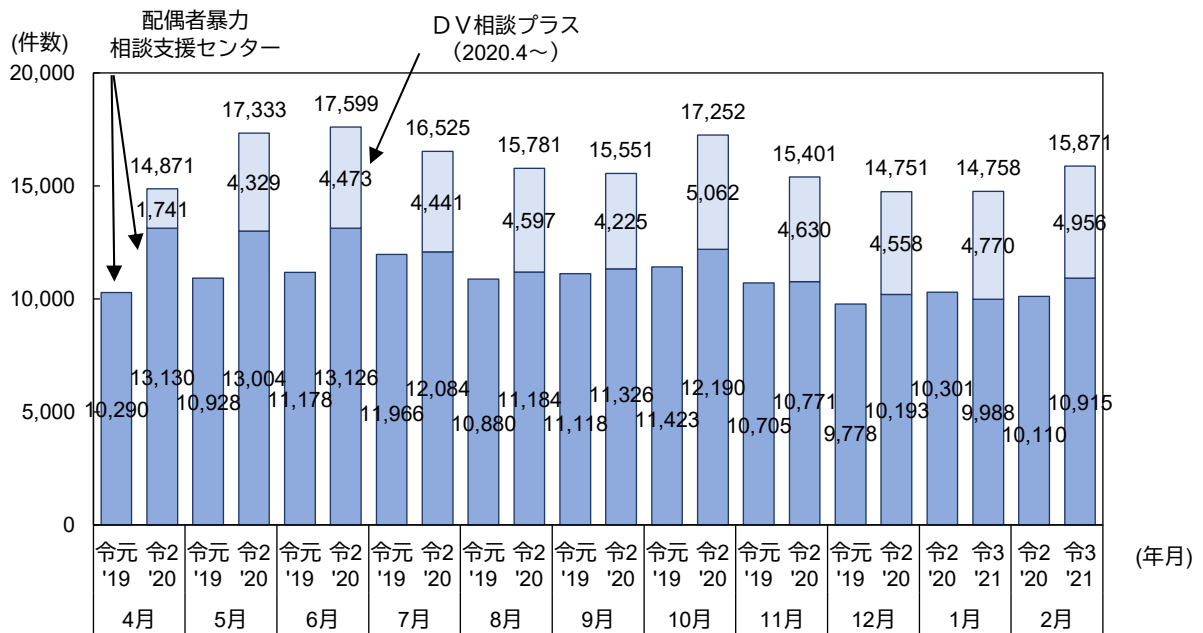
令和2年(2020年)8月以降、男女とも自殺者数が増加しており、特に女性の増加が多くなっています。社会経済状況の悪化が少なからず影響していると考えられます。



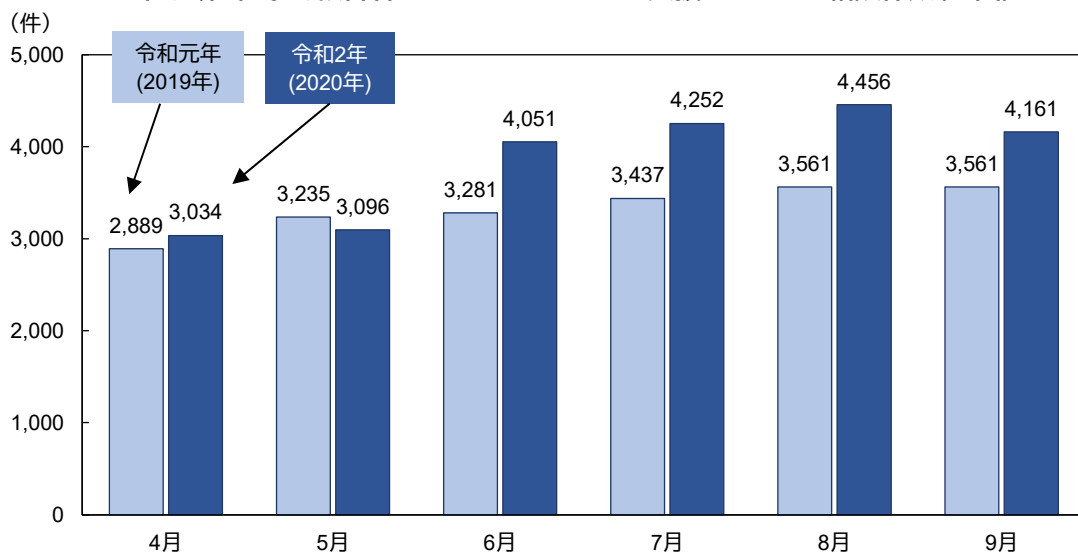
資料:自殺の統計(警察庁)

緊急事態宣言以降、DV(配偶者等からの暴力)や性暴力に関する相談が前年に比べて大幅に増加しています。DVも性暴力も被害者の大半は女性です。外出自粛や休業などの生活への不安やストレスなどが引き金になっていると考えられますが、社会全体の不安が女性の人権侵害につながっているという実態がうかがえます。

■DV相談件数(全国)



■性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談件数(全国)



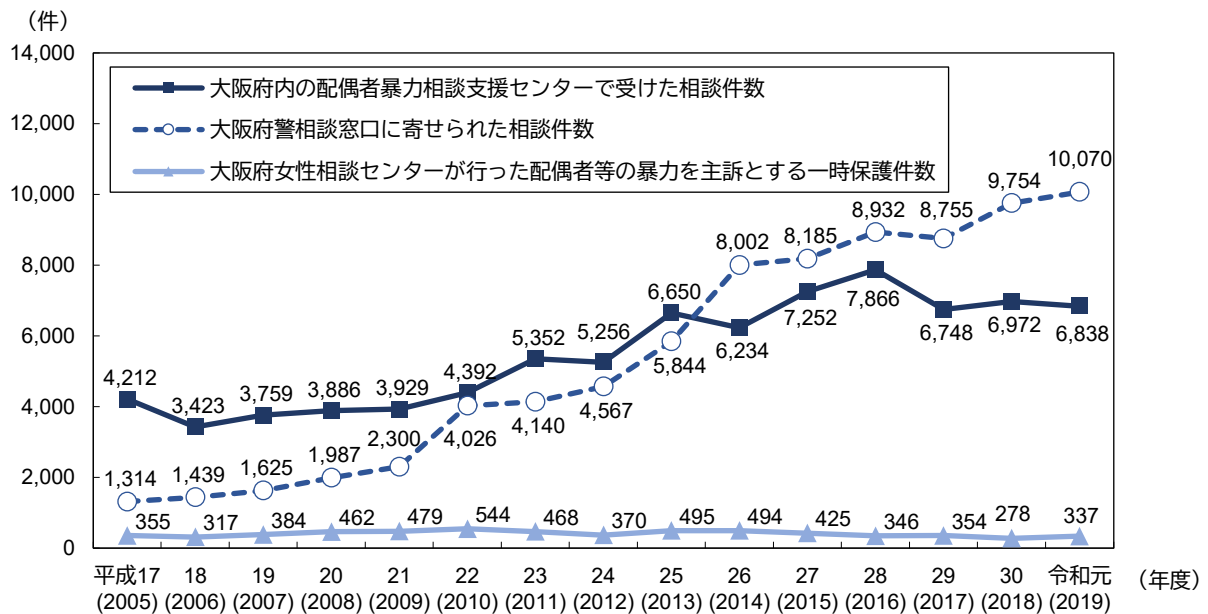
資料:「コロナ下の女性への影響について」(内閣府男女共同参画局、令和3年4月)

## ⑤女性に対する暴力

大阪府内のDV相談件数をみると、警察に寄せられる相談件数が大幅に増加しています。警察への相談増加の背景は、DVへの社会的関心の高まりを受けた積極的な相談・通報によるものと考えられます。また、警察がDVの通報を受けて出向いた現場に子どもがいた場合は、「面前DV(子どもへの心理的虐待)」として、児童相談所に通告することになったために、児童虐待の認知件数が大幅に増加しています。

性暴力被害者のほとんどが女性ですが、全国的には、男性のDV被害相談件数が増加しており、男性被害者への相談体制が必要とされています。

■大阪府内配偶者暴力相談支援センターで受けた配偶者等の暴力に関する相談件数等の推移



資料：大阪府「大阪府の男女共同参画の現状と施策」

■警察における刑法犯認知件数・相談件数(被害者の状況)

		平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)
強制的性交等	認知件数	989	1,109	1,307	1,405	1,332
	うち女性	989	1,094	1,251	1,355	1,260
	女性割合	100.0	98.6	95.7	96.4	94.6
強制わいせつ	認知件数	6,188	5,809	5,340	4,900	4,154
	うち女性	5,941	5,610	5,152	4,761	3,995
	女性割合	96.0	96.6	96.5	97.2	96.2
公然わいせつ	認知件数	962	825	788	746	701
	うち女性	883	750	697	647	613
	女性割合	91.8	90.9	88.5	86.7	87.4
略取誘拐・人身売買	認知件数	228	239	304	293	337
	うち女性	188	203	247	245	276
	女性割合	82.5	84.9	81.3	83.6	81.9
配偶者からの暴力	相談件数	69,908	72,455	77,482	82,207	82,643
	うち女性	59,412	60,015	61,518	64,392	63,165
	女性割合	85.0	82.8	79.4	78.3	76.4
ストーカー	相談件数	22,737	23,079	21,556	20,912	20,189
	うち女性	20,180	20,381	18,949	18,403	17,689
	女性割合	88.8	88.3	87.9	88.0	87.6
私事性的画像被害 ¹⁵	相談件数	1,063	1,243	1,347	1,479	1,570
	うち女性	979	1,138	1,257	1,382	1,427
	女性割合	92.1	91.6	93.3	93.4	90.9

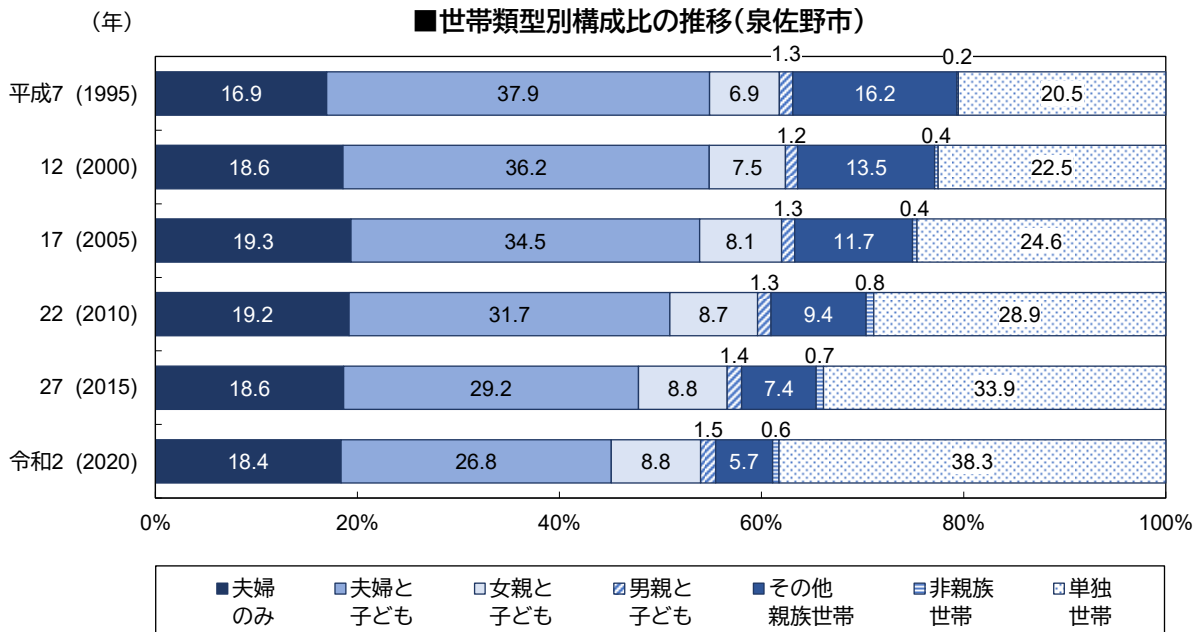
資料:警察庁統計資料

15 私事性的画像被害: プライベートな性的画像を、その撮影対象者の同意なく公表する行為。

## (4)男女共同参画にかかわる本市の現状

### ①世帯構造の変化

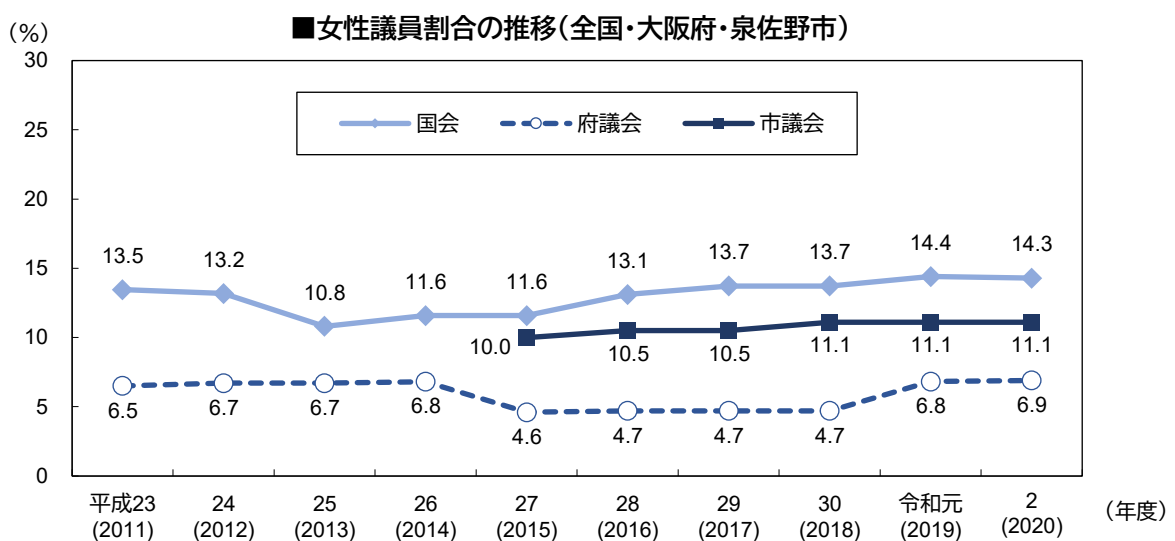
単独世帯の増加が著しく、令和2年(2020年)時点で約4割を占めています。ひとり親世帯の割合も増加傾向にあります。三世代を含むその他親族世帯の割合は大幅に減少しています。



資料:総務省「国勢調査」

### ②女性の参画状況

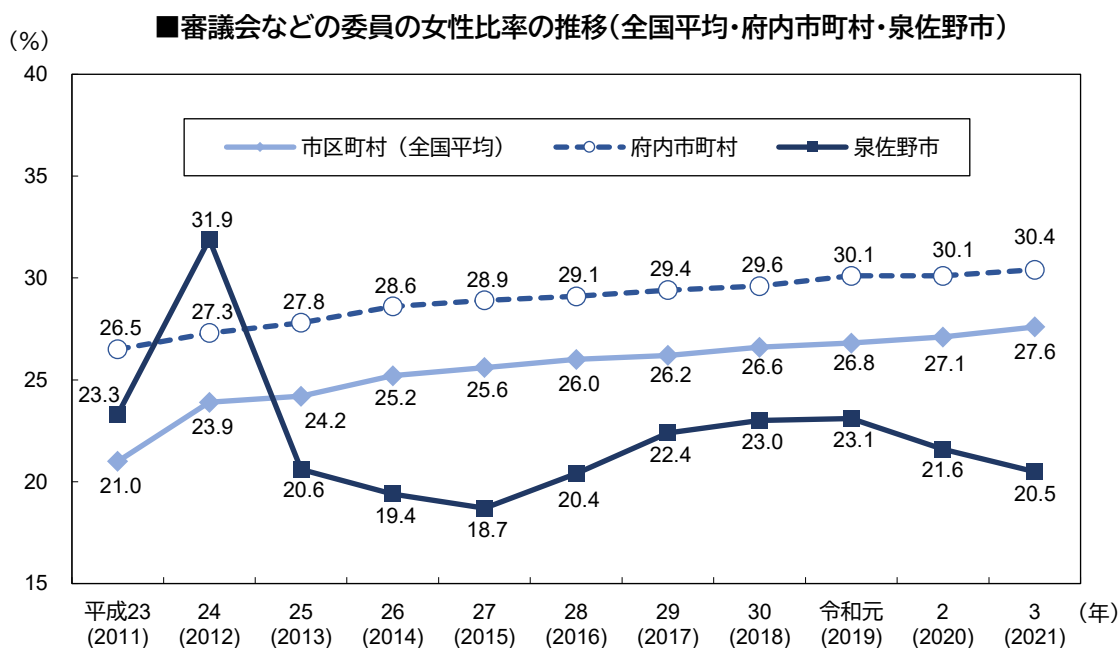
本市の市議会議員における女性割合は、1割程度で横ばいの状態です。



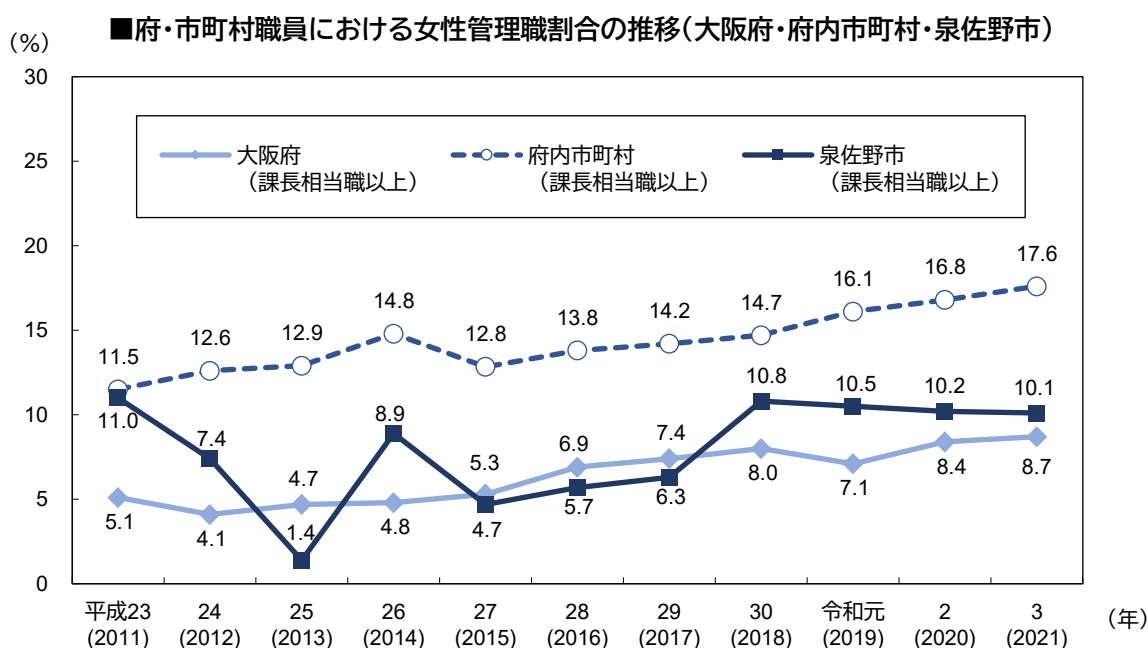
資料:国会は、衆議院・参議院各事務局調べ、府議会は、内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ」、泉佐野市議会は、総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」

本市の審議会等委員の女性割合は、過去には3割を超えているときがありましたが、令和3年(2021年)は20.5%で、全国や府内の平均を下回っています。

市職員における管理職(課長以上)の女性割合は、近年1割程度で推移しており、府内市町村平均を下回っています。



資料:内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」



資料:内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

防災会議では、近年女性委員がない状態がつづいており、その他の地域団体でも PTA を除くと女性役員の割合は低迷しています。

■地域における意思決定過程への女性の参画率の推移(泉佐野市)

団体名	平成 26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和 元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)
市町村防災会議委員総数	20	21	21	21	20	21	21
うち女性委員数	0	1	1	1	0	0	0
参画率	0.0	4.8	4.8	4.8	0.0	0.0	0.0
自主防災組織役員数	-	-	70	72	75	77	77
うち女性役員数	-	-	3	4	4	4	4
参画率	-	-	4.3	5.6	5.3	5.2	5.2
農業委員会の委員総数	-	-	27	27	14	14	14
うち女性委員数	-	-	0	0	1	1	1
参画率	-	-	0	0	7.1	7.1	7.1
自治会長数	81	81	82	82	82	82	82
うち女性自治会長数	7	7	5	7	5	3	4
参画率	8.6	8.6	6.1	8.5	6.1	3.7	4.9
PTA 数	21	21	21	21	21	21	21
うち女性が代表者	9	8	7	7	4	6	8
参画率	42.9	38.1	33.3	33.3	19.0	28.6	38.1
老人クラブの会員数	-	-	-	5,179	5,300	5,190	4,863
うち女性	-	-	-	3,243	3,298	3,229	3,014
参画率	-	-	-	62.6	62.2	62.2	62.0
老人クラブの役員数	-	-	-	49	50	50	48
うち女性が代表者	-	-	-	6	7	9	6
参画率	-	-	-	12.2	14.0	18.0	12.5

資料：市町村防災会議委員・自治会長は、内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、その他は危機管理課、学校教育課、地域共生推進課

本市では、平成27年(2015年)に女性消防団が発足し、現在19人の団員が、救急講習の補助(心肺蘇生法、AEDの取り扱い)、広報活動、災害時の後方支援活動などで活躍しています。

■泉州地域消防団の状況(令和2年(2020年)10月1日現在)

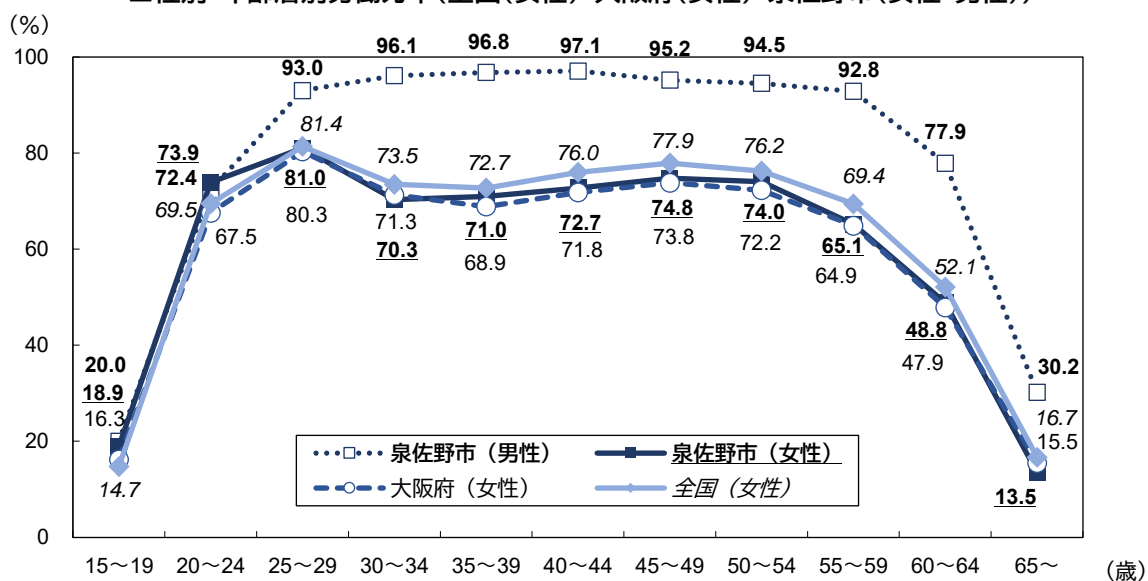
消防団名	分団数	定員	実員		
			男性 ※( )内は機能別消防団員数	女性(割合)	実員計
泉大津市消防団	3	80	47	17(26.6%)	64
和泉市消防団	9	370	351	-	351
高石市消防団	3	50	33	5(13.2%)	38
忠岡町消防団	2	45	33	-	33
岸和田市消防団	2	30	30	-	30
貝塚市消防団	9	250	226	-	226
<b>泉佐野市消防団</b>	<b>7</b>	<b>170</b>	<b>148 (18)</b>	<b>19(11.4%)</b>	<b>167</b>
泉南市消防団	6	173	152	20(11.6%)	172
阪南市消防団	5	115	103	8(7.2%)	111
熊取町消防団	5	78	78	-	78
田尻町消防団	1	38	30	-	30
岬町消防団	7	120	91	13(12.5%)	104

資料:公益財団法人大阪府消防協会「消防団・団員数」

### ③女性の就労状況

本市における女性の年齢層別労働力率は、全国よりはやや低く、大阪府とほぼ同様の傾向となっています。

■性別・年齢層別労働力率(全国(女性)・大阪府(女性)・泉佐野市(女性・男性))

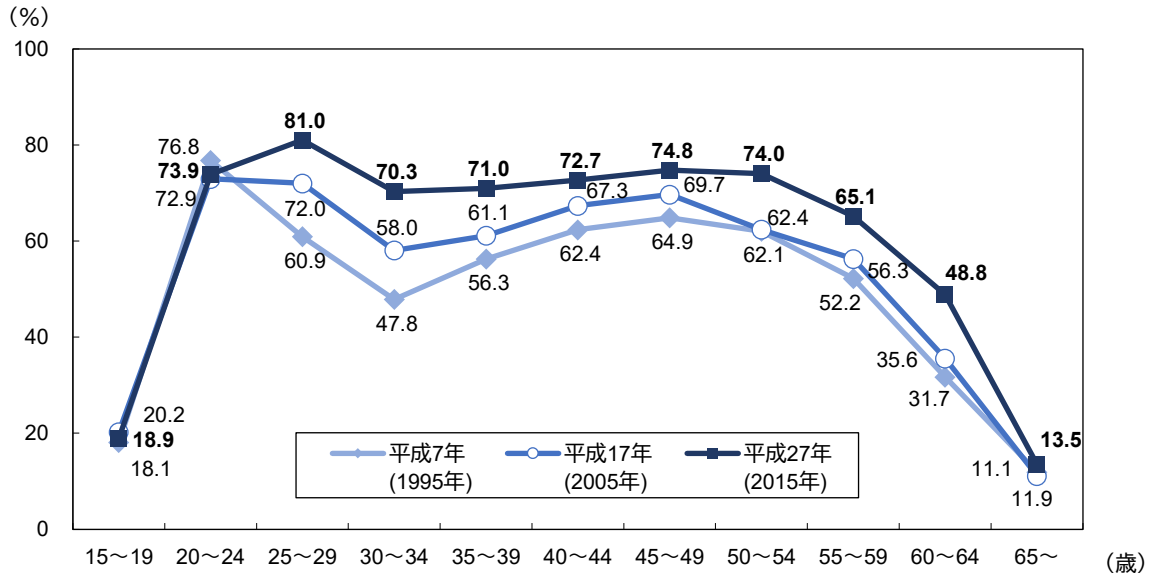


資料:総務省「国勢調査」平成27年(2015年)



女性の労働力率は、概ね全年齢層で上昇しており、特に20歳代後半から30歳代の年齢層の上昇幅が大きく、いわゆるM字カーブの底が浅くなり台形に近づいています。

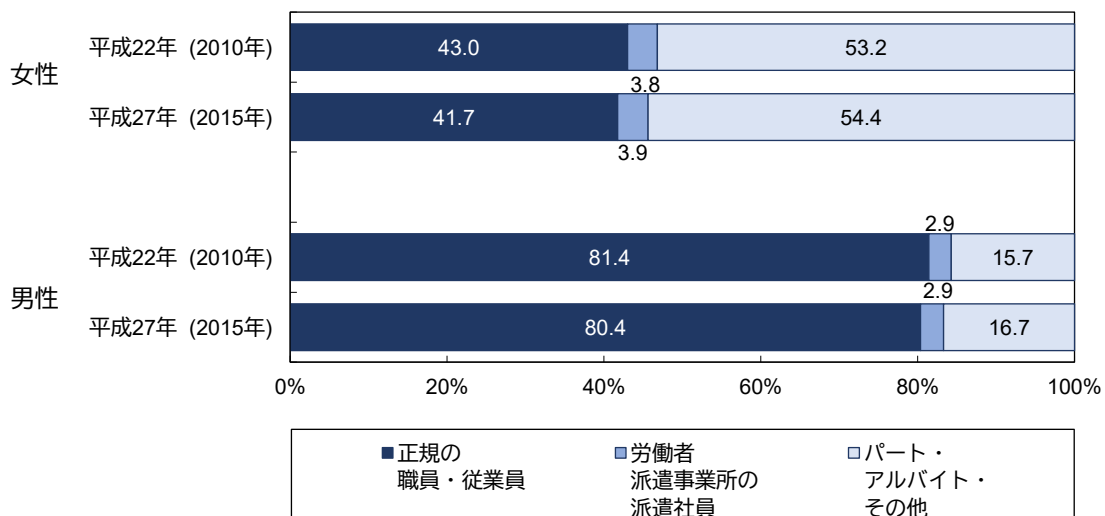
■女性労働力率の経年変化(泉佐野市)



資料:総務省「国勢調査」

男女の雇用形態を比較すると、男性は8割以上が正規労働者であるのに対して、女性は正規労働者が4割程度にとどまっています。

■雇用形態別にみた役員を除く雇用者の構成割合の推移(泉佐野市)



資料:総務省「国勢調査」

## (5)前期計画の評価と課題

本市では、いずみさの女性センターを中心に男女共同参画関連事業を実施しています。近年は男性向けの講座を充実して、男性に向けた男女共同参画の意識づくりや行動変容につながる取組を推進しています。また、本市独自の取組として「男女共同参画ゲストティーチャー」を養成し、児童生徒を対象にした男女平等教育・デートDV¹⁶予防教育等を市内の学校と連携して実施しています。

課題としては、就労する女性が増加したことにより、女性のニーズが多様化していることから、女性センター事業の展開に新たな工夫が求められています。

前期計画で設定した計画推進のための指標については、審議会委員や市職員の管理職、自治会長など、様々な意思決定場面における女性割合は横ばいで推移しており、今後一層の取組が必要です。

事業の実施については、令和2年(2020年)以降の新型コロナウイルス感染症の流行拡大の影響により、予定していた事業が実施できない状況がありました。

---

16 デートDV：交際中の人々の間で起こる身体的・精神的・性的・経済的な暴力や社会的隔離をさす。

■計画推進の指標の状況

基本目標	指標項目	第2次改訂版策定時	令和2年度(2020年度)調べ	令和3年度(2021年度)調べ	目標値令和3年度(2021年)
I	1 「社会全体」で「男女が平等になっている」と感じている人の割合	女性 10.4% 男性 20.1% (H27)	女性 13.8% 男性 21.2% (R2)		男女とも 50%
	2 学校教育の中で、男女平等・男女共同参画に関する授業を実施した回数	19回/年 (H28)	28回/年 (R1)	7回/年 (R2)	30回/年
	3 人権推進課主催の地域団体・事業所への、男女共同参画に関する研修を実施した回数	10回/年 (H28)	5回/年 (R1)	0回/年 (R2)	20回/年
	4 人権推進課主催の男女共同参画をテーマにした講座やセミナーへの男性参加者割合	37.4% (H28)	24.2% (R1)	12.2% (R2)	50%
	5 「いずみさの女性センター」の登録グループ数	8グループ (H29)	7グループ (R1)	7グループ (R2)	15グループ
II	1 市における審議会等の女性委員の割合	22.4% (H29)	22.1% (R2.4.1)	21.0% (R3.4.1)	40% (※)
	2 市（一般行政職）における女性の管理職（課長級・部長級）の割合	5.7% (H29.4.1)	5.1% (R2.4.1)	4.9% (R3.4.1)	10%
	3 自治会長の女性の割合	8.5% (H29)	4.9% (R2)	7.3% (R3)	10%
III	1 「いずみさの女性センター」の利用者数	女性 2,885人 男性 801人 (H28)	女性 3,008人 男性 646人 (R1)	女性 1,368人 男性 146人 (R2)	女性 3,000人 男性 1,500人
	2 女性職員の活躍推進や男女が働きやすい職場づくりを目指した研修の開催回数	2回/年 (H28)	1回/年 (R1)	0回/年 (R2)	2回/年
	3 「男女いきいき・元気宣言」事業者制度への登録企業数	2社 (H28)	3社 (R2)	4社 (R3)	10社
	4 市主催の労働相談会の開催回数及び相談件数	1回/年、147件 (H28)	1回/年、167件 (R1)	0回/年、0件 (R2)	5回/年、400件
IV	1 市主催の育児・家事・介護セミナーへの男性参加者の割合	38.9% (H28)	50.0% (R1)	33.3% (R2)	40% (※)
	2 「ワーク・ライフ・バランス」の認知度	女性 18.6% 男性 26.0% (H22)	女性 35.6% 男性 36.5% (R2)		男女とも 60%以上
V	1 泉佐野市相談事業連絡会議（研修会含む）の開催回数	2回 (H28)	2回 (R1)	2回 (R2)	2回
	2 相談員への研修の開催回数	12回 (H28)	12回 (R1)	12回 (R2)	20回
VI	1 乳がん・子宮がん検診受診率	乳がん 15.5% 子宮がん 24.9% (H28)	乳がん 13.9% 子宮がん 18.7% (R1)	乳がん 13.9% 子宮がん 18.7% (R2)	50%以上
	2 女性の心とからだの健康を保つためのセミナーの開催及び情報提供の回数	13回/年 (H28)	3回/年 (R1)	3回/年 (R1)	20回/年
	3 男性の心とからだの健康を保つためのセミナーの開催及び情報提供の回数	8回/年 (H28)	1回/年 (R1)	1回/年 (R1)	10回/年
	4 若者向けの性感染症や望まない妊娠の回避、喫煙、薬物依存などに関する情報提供及びセミナーの開催回数	3回/年 (H28)	5回/年 (R1)		10回/年
VII	1 DV（デートDVを含む）防止啓発事業の実施	9回 (H28)	0回 (R1)	4回 (R2)	10回
	2 市内事業所へのセクシュアル・ハラスメント防止啓発資料の配布	2回/年、346件 (H28)	1回/年、98件 (R1)	0回/年、0件 (R2)	2回/年、350件

(※)男女いずれか一方が40%未満とならない状態を目指します。  
下線は目標を達成した項目。  
うすい網掛けは、目標達成していないが当初よりも上昇した項目。



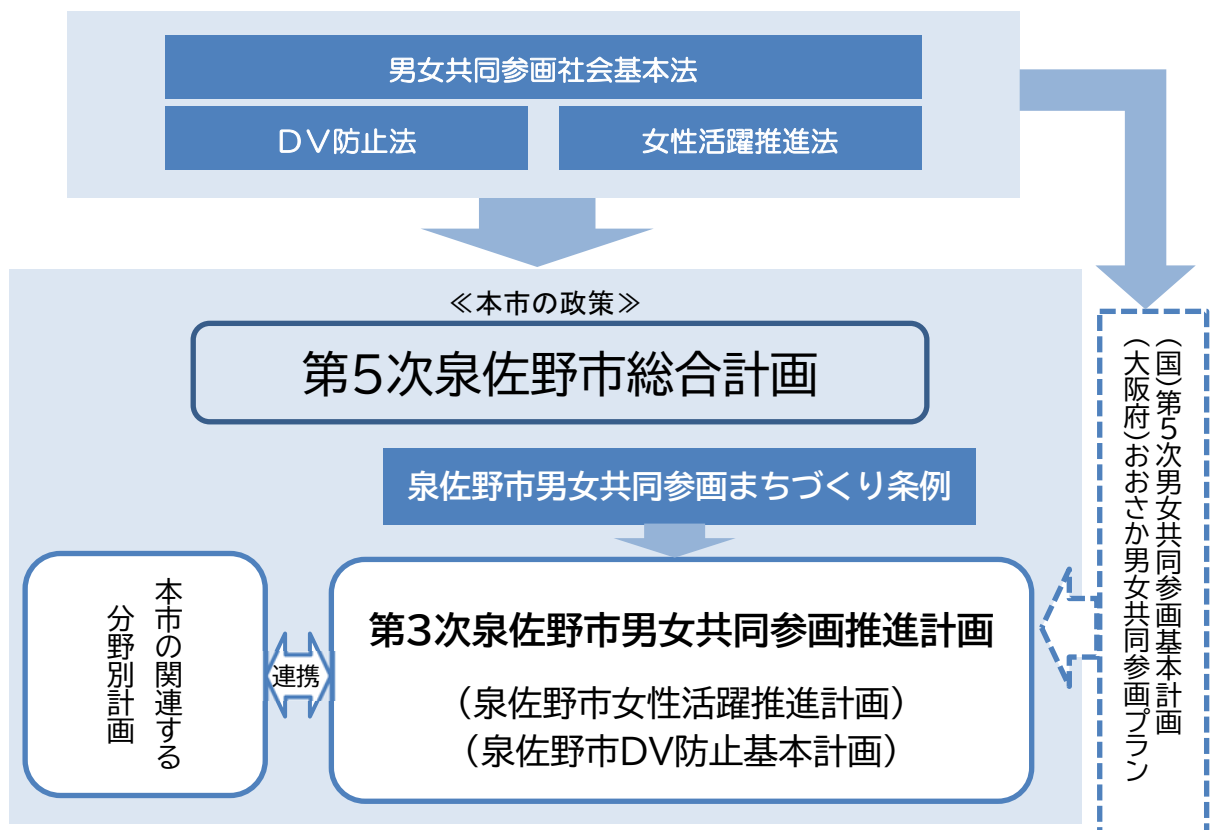
## 第2章 計画の基本的な考え方

# 1 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づき、国の「男女共同参画基本計画」や大阪府における「おおさか男女共同参画プラン」を踏まえ、社会情勢の変化に対応しつつ、本市におけるこれまでの取組をさらに発展、拡大するために策定するものです。

また、本市の上位計画である「第5次泉佐野市総合計画(令和元年(2019年)～令和10年(2028年))」において目指す「市民と協働し、すべてのひとが輝けるまちづくり」を実現するための分野別計画として、他の関連計画との整合性を図りながら策定しました。

さらに、本計画の一部を「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」と「DV防止法」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置づけています。



# 2 計画期間

本計画の期間は、令和4年(2022年)度から令和13年(2031年)度までの10年間とし、社会状況の変化に対応するために、必要に応じて見直しを行います。

### 3 計画の目指す姿及び基本理念

本計画は、誰もが生き生きと心豊かに暮らすことができるまちづくりを目指す「泉佐野市男女共同参画まちづくり条例」において、男女共同参画社会づくりにおける基本理念と市、市民、事業者等の役割を明示しています。本計画では、同条例の基本理念に基づき、目指す姿を設定します。

#### 【目指す姿】

誰もが人権を尊重されるジェンダー平等社会の実現

#### 【泉佐野市男女共同参画まちづくり条例の基本理念】

##### (1)一人ひとりの人権の尊重

性別にかかわらず、個人としての尊厳が重んじられ、性別を理由とする差別的取扱いを受けることなく、その個性と能力を発揮する機会が確保されること、性別に基づく暴力的行為が根絶されること及びその他の人権が尊重されること。

##### (2)家庭や個人の生活と社会的役割の両立

家庭の構成員が相互に協力し、社会と調和して子の養育、家族の介護その他の家庭生活における責任を果たし、家庭生活における活動と社会生活における活動を両立して行うことができるようにすること。

##### (3)政策等の立案及び決定への共同参画

性別にかかわらず、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定の過程に参画する機会が確保されること。

## (4)すべての人の性の尊重と生涯にわたる健康への配慮

性別に基づく身体的な特徴についての理解を互いに深め合い、健康の保持を図り、妊娠、出産等に関する事項について互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されること。

## (5)国際的視野の下での共同参画

ジェンダー平等の推進に関する取組は、これまでの国内における取組と日本文化を尊重し、かつ多文化共生の視点をもって、国際社会における取組と協調して行われること。



## 4 重点的に取り組む課題

本計画の推進にあたっては、以下の課題について重点的に取り組みます。

### (1)方針決定過程への女性の参画拡大

他の先進国と比べて、我が国の政策・方針決定過程への女性の参画が大幅に遅れていることは大きな課題となっていますが、本市においても、市の政策や方針決定にかかわる審議会等委員や市職員の管理職における女性割合が前期計画の目標に達していないのが現状です。

地域社会が抱える課題は多岐にわたり、複雑化する傾向にあることから、多様な市民の意見を反映できるようにすることが、誰もが暮らしやすいまちづくりにつながります。

女性は人口の約半数を占めるにもかかわらず、様々な分野における意思決定への参画が十分でないことから、男女が共に責任を分かち合う意識を醸成し、女性の参画拡大につながる取組を進めるとともに、多様な市民の意見を反映する仕組みづくりに努めます。

### (2)ワーク・ライフ・バランスの推進

すべての働く人におけるワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向け、国では両立支援制度の整備や働き方改革に向けた取組を進めていますが、男性の育児休業取得は伸び悩み、家事・育児・介護の負担が女性に重くのしかかっている状況に大きな変化がみられません。本市の「市民・事業所アンケート調査」をみると、ワーク・ライフ・バランスの理想と現実にギャップがある実態もみられています。

誰もが自分の望むかたちで、仕事と家庭や地域での生活や個人としての時間が確保されて、生きがいや充実感をもって生活できるよう取組を推進します。

### (3)ジェンダーに基づく暴力の根絶

DV、デートDV、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪などの性暴力被害の大多数は女性ですが、互いの力関係を背景として起こる性暴力では、男性・男児が被害者になるケースも起こります。

男性から女性への性暴力が起こる背景には、女性を自分より下に見たり、人格と切り離して性的な対象物と見たりする男性の意識や男女の経済力の格差、仕事上の上下関係など、社会において

男女のおかれた状況が影響しています。こうした状況が存在していること自体が、単に当事者間の問題ではなく、社会的な課題といえます。

誰も被害者にも加害者にもならないよう、対等な関係を基礎とした暴力のない社会をつくるための意識の醸成を進めるとともに、被害の予防対策ならびに被害者支援に取り組みます。

## (4)性別に基づく無意識の思い込みの気づき

「市民・事業所アンケート調査」をみると、「男は仕事、女は家庭」という考えに否定的な人が多数を占めており、男女の役割を仕事と家庭で分けるといった固定的な性別役割分担意識は払拭されつつあります。

しかしその一方で、「男子のほうが理系科目は得意」「女子のほうがきれい好き」などのように、性別に基づく無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)¹⁷は様々な場面でみられます。幼少期から周囲の大人によって「男だから」「女だから」と言われることで、子どもたち自身が、「男らしさ」「女らしさ」を無意識に学習して、性別に基づく思い込みをもつようになります。個人の特性でなく単に性別によって判断することは、差別や偏見につながり、個人の自由な選択を阻害することがあります。

誰もが性別にかかわらず、自らの意思に基づいて生き方を選択でき、一人ひとりの能力を活かして社会に貢献できるように、固定的な性別役割分担意識の払拭はもとより、性別による無意識の思い込みや偏見に気づいて、性別にとらわれない意識の醸成を図ります。

## (5)性の多様性の尊重

性を構成する要素には、身体の性だけでなく、心の性、性的指向など複数の要素があり、それらの組み合わせは多様であり、どのような性のあり方であったとしても、一人ひとりの大切な一部分です。性的マイノリティの存在に対する社会的な認識は高まりつつありますが、いまだ差別や偏見、社会生活上の不本意な制約を受けることが多いのが実態です。

そもそも性のあり方は多様であり、多数派とは異なるあり方を否定や排除すべきものではないということを理解して、互いのあり方を認め合い、誰もが自分らしく生きられる社会づくりに取り組みます。

---

17 無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス):過去の経験や周りの環境などから、自分自身では気づかないうちに身についたものの見方やとらえ方の偏りのこと。アンコンシャス・バイアス自体は、人の脳が情報を瞬時に紐づけて素早く理解しようとする働きによるもので、誰にでもあり、それ自体が良い悪いということではないが、性別に基づくアンコンシャス・バイアスは、就労の場や地域社会、学校現場、メディア、家庭等のあらゆる場面において無意識に男女の役割に対する固定的な価値観を与えることがある。

## 5 計画の体系

基本目標	基本課題	施策の方向	
基本目標Ⅰ あらゆる分野における共同参画	1. 政策・方針決定過程への女性の参画推進	(1) 女性の登用を推進する環境づくり	
		(2) 市職員における女性管理職の登用推進	
		(3) 方針決定への参画に向けた女性の人材育成	
	2. ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現	(1) 仕事と家庭生活の両立支援	
		(2) 事業所における両立支援対策の促進	
		(3) 多様な働き方への支援	
	3. 働く場における女性の活躍推進	(1) 雇用におけるジェンダー平等な機会と待遇確保の推進	
		(2) 女性の就業支援	
		(3) 職場におけるハラスメントの防止	
	4. 地域・家庭における共同参画の促進	(1) 誰もが活躍できる地域社会づくり	
		(2) 男性の家事・子育て・介護等への参画促進	
		(3) 地域防災活動への女性の参画促進	
基本目標Ⅱ 誰もが安全・安心な地域社会づくり	1. ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	(1) 暴力を許さない社会意識の浸透	
		(2) 相談支援体制の充実	
		(3) DV等被害者保護と自立支援の推進	
		(4) 性暴力の予防と被害者支援	
	2. 生涯にわたる男女の健康支援	(1) 性差に配慮した健康課題への対応	
		(2) 性と生殖に関する健康と権利の浸透	
		(3) 心の健康対策の推進	
	3. 困難を抱える人への支援	(1) ひとり親家庭等が安心して暮らせる環境づくり	
		(2) 複合的に困難な状況におかれた人への支援	
		(3) 性的多様性の尊重	
	基本目標Ⅲ ジェンダー平等意識の浸透	1. 次世代育成に向けた教育と啓発の推進	(1) 学校におけるジェンダー平等教育の充実
			(2) 就学前におけるジェンダー平等保育・教育の推進
(3) 家庭・地域におけるジェンダー平等意識の浸透			
2. あらゆる世代に向けた学習機会の提供と啓発の推進		(1) 男女共同参画の視点に立った広報・啓発活動の充実	
		(2) 男女共同参画の視点に立った学習機会の提供	
		(3) 男女共同参画に関する調査・研究・情報収集と発信	

女性活躍推進計画

DV防止基本計画



## 第3章 計画の内容

# 基本目標 I あらゆる分野における共同参画

## 基本課題1. 政策・方針決定過程への女性の参画推進〔女性活躍推進計画〕

本市では、前期計画において審議会等の女性委員割合を「男女いずれか一方が 40%未満とならない状態」を目指していましたが、「男女いずれも 40%以上」の審議会数は 7 で、全体の 17.5%にとどまっています。審議会等全体の女性委員の割合は 21.0%(令和 3 年 4 月)で大阪府内の市では最も低い状況です。

審議会等委員を選出する地域団体の役員に女性が少ないことから、地域団体に対する女性登用の働きかけや役職者にかかわらない委員推薦を促す必要があります。また、学識経験者の委員選出においても女性の学識経験者を積極的に委嘱するよう、各審議会等の所管課に対して情報提供や事前協議を行う必要があります。

本市では、近年の職員採用では男女比がほぼ半々であるなど、全職員に占める女性割合は増加傾向であり、課長代理級以上の役職者に占める女性割合も増加傾向となっています。ただし、大阪府内の他市と比べると低位に位置しており、「女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」の取組を一層強化する必要があります。

市内の事業所においては、「市民・事業所アンケート調査」をみると、女性の積極的登用に対する意欲は一定みられるものの、女性自身が管理職を望まない傾向や育児・介護を理由とした離職があるなどの課題もあげられています。

■泉佐野市役所職員の職級別・女性比率の推移(泉佐野市)

		平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)
全職員	全体 (人)	538	515	518	522	532	546
	男性 (人)	352	337	338	332	330	336
	女性 (人)	186	178	180	190	202	210
	女性比率 (%)	34.6	34.6	34.7	36.4	38.0	38.5
一般職	全体 (人)	373	367	373	362	369	368
	男性 (人)	282	275	278	278	279	271
	女性 (人)	91	92	95	84	90	97
	女性比率 (%)	24.4	25.1	25.5	23.2	24.4	26.4
部長・課長・ 課長代理級	全体 (人)	199	198	210	214	206	206
	男性 (人)	180	178	188	188	176	176
	女性 (人)	19	20	22	26	30	30
	女性比率 (%)	9.5	10.1	10.5	12.1	14.6	14.6

資料:人事課

## 【施策の方向と具体的施策】

### 施策の方向(1)女性の登用を推進する環境づくり

番号	具体的取組	主な担当課
1	審議会等委員の団体選出委員について女性推薦を促すとともに市民公募委員の参画拡大を図ります	人権推進課 自治振興課 政策推進課 人事課 環境衛生課 市民課 都市計画課 地域共生推進課 教育総務課 生涯学習課 総合行政委員会事務局 農業委員会事務局 文化財保護課
2	女性の委員候補者の情報収集とリスト化により庁内の情報共有を進めて、女性委員の選出機会を増やします	人権推進課 自治振興課 政策推進課 人事課 環境衛生課 市民課 都市計画課 地域共生推進課 教育総務課 生涯学習課 総合行政委員会事務局 農業委員会事務局 文化財保護課
3	本市の入札参加資格登録審査申請書類に女性活躍にかかる認証制度(えるぼし認定)の取得状況の記載項目を追加して、企業におけるポジティブ・アクションを促します	契約検査課
4	自治会等の地域団体における女性役員の登用を働きかけます 新規事業において設立時より女性の意見を反映させるよう働きかけます	全部局

## 施策の方向(2)市職員における女性管理職の登用推進

番号	具体的取組	主な担当課
5	「泉佐野市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」の目標達成に向けて取り組みます	全部局
6	職員のキャリアパスの作成やメンター制度の導入など、性別にかかわらず計画的に管理職候補者を育成する仕組みをつくります	人事課 子育て支援課
7	女性職員の能力開発に向けて外部研修への派遣を積極的に行います	全部局
8	女性職員や女性教員に対して管理職登用試験の受験を積極的に促します 管理職職員とペアによるサポートでスムーズな業務の実現を応援します	全部局

## 施策の方向(3)方針決定への参画に向けた女性の人材育成

番号	具体的取組	主な担当課
9	社会活動や仕事のキャリアアップなど、女性の様々なチャレンジにつながる情報収集と発信、学習機会の提供を行います	人事課 子育て支援課 まちの活性課 生涯学習課 人権推進課
10	地域活動や就労の場などで活躍できる女性リーダーの養成講座を開催します	まちの活性課 子育て支援課 学校教育課 生涯学習課 人権推進課



## 基本課題2. ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現

【女性活躍推進計画】

夫婦と子どもがいる世帯の生活時間をみると、共働き世帯、専業主婦世帯にかかわらず夫の家事・育児・介護等の時間は極めて短いという実態があり、働く女性に家事・育児・介護等の負担が大きいことがわかります。その背景には、家事・育児・介護等を女性の役割とみなす意識に加えて、男性の長時間労働や育児休業等を取りづらい職場の雰囲気あげられます。

「市民・事業所アンケート調査」をみても、市内事業所において「男性の育児休業・介護休業の取得の促進」に取り組む事業所の割合は低い状況です。

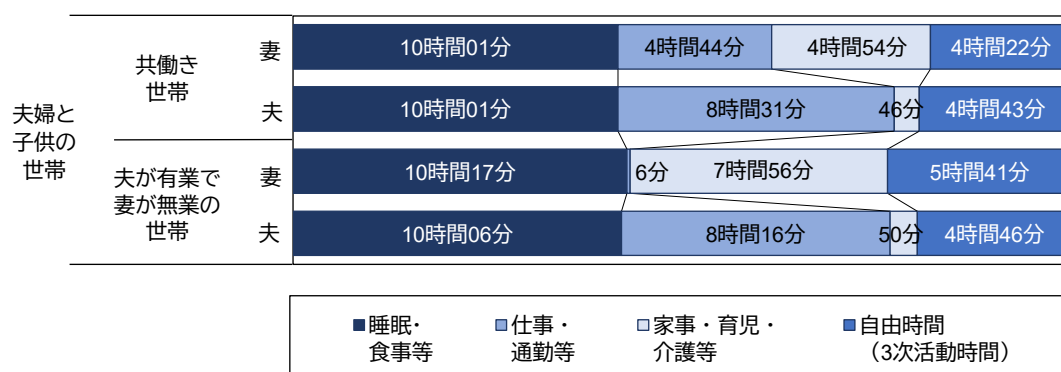
育児・介護休業法が改正されて、柔軟な育児休業の枠組みの創設や育児休業の分割取得が可能になるなど、男性が育児休業を取りやすい環境整備が進んでいます。

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現は、誰もが充実した人生を送ることにつながることを広く周知して、社会全体の共通認識となるような啓発を進めます。

また、育児や介護を行う市民が、仕事との両立が可能になるような支援体制を整備するとともに、市内事業所における両立支援の取組を促進します。

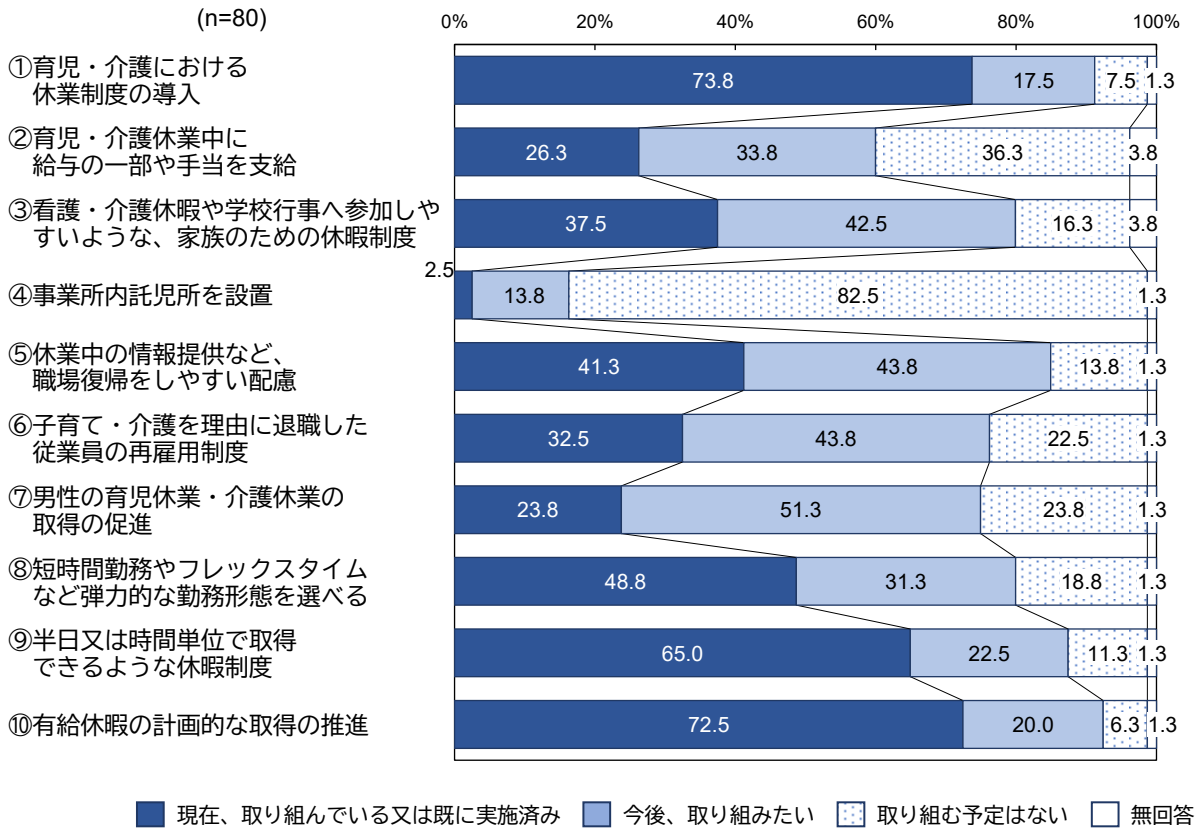
さらに、自営業やフリーランスなど雇用されない働き方を選択する市民が必要に応じて利用できる両立支援サービスを充実します。

■妻の就業状態別 夫と妻の仕事時間と家事関連時間(全国)



資料:総務省「社会生活基本調査」平成28年(2016年)

## ■両立支援のための取組



資料:「市民・事業所アンケート調査」

## 【施策の方向と具体的施策】

### (1)仕事と家庭生活の両立支援

番号	具体的取組	主な担当課
11	結婚・出産・子育て・介護などに前向きなイメージをもてるよう、市民を対象にしたワーク・ライフ・バランス啓発講座を実施します	子育て支援課 まちの活性課 地域共生推進課 介護保険課 人権推進課
12	保育園・認定こども園や学童保育における待機児童ゼロを維持します	子育て支援課 学校教育課
13	介護相談に対応し、家族介護者への支援体制を充実します	地域共生推進課 介護保険課

## (2)事業所における両立支援対策の促進

番号	具体的取組	主な担当課
14	男性の育児休業の取得促進など、育児・介護休業法の改正情報の周知徹底を行います	子育て支援課 教育総務課 人事課 まちの活性課 人権推進課
15	本市の入札参加資格登録審査申請書類に従業員の両立支援にかかる一般事業主行動計画の策定や認証制度(くるみん認定)の取得状況の記載項目を追加して、企業における対策を促します	契約検査課

## (3)多様な働き方への支援

番号	具体的取組	主な担当課
16	多様な働き方に対応できる一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業等の充実を図ります	子育て支援課 学校教育課

### 基本課題3. 働く場における女性の活躍推進【女性活躍推進計画】

近年、子育て期も継続して仕事を続ける女性は増加しており、「市民・事業所アンケート調査」をみても、この10年間で、職場における女性の活躍が進展したと感じている市民の割合は半数以上となっています。その一方で、雇用の機会や職場における男女の地位の平等感では、男性が優遇されていると感じる人は、男女ともに多数を占めています。

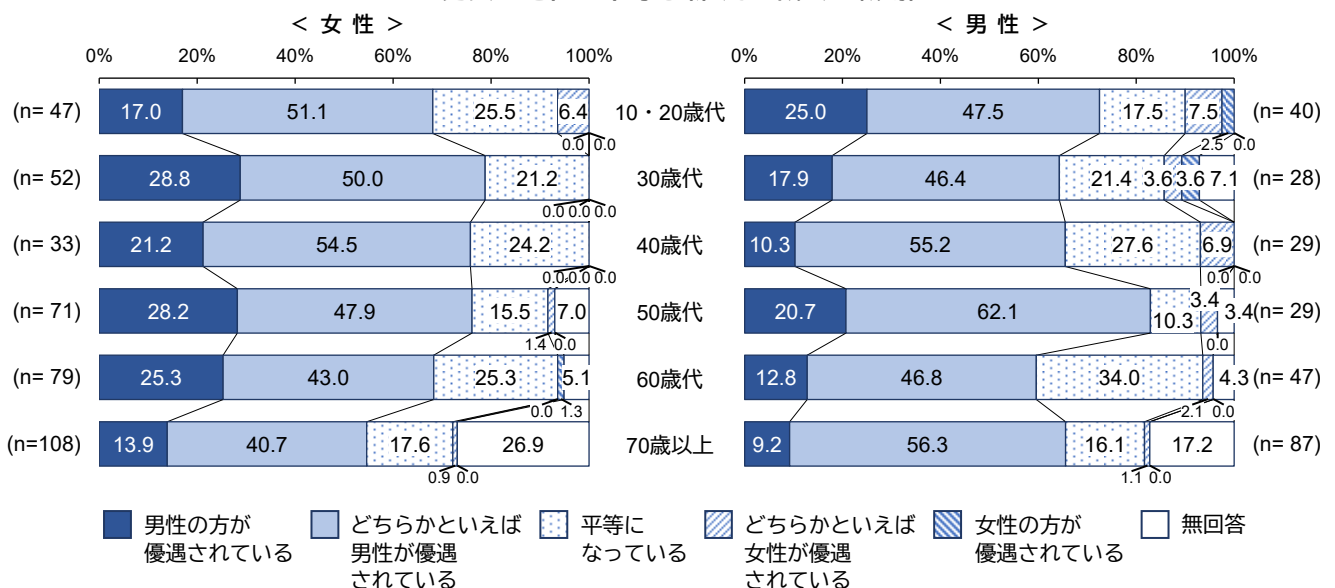
コロナ下において、テレワークによる在宅勤務が拡大するなかで、Web会議中やオンラインチャット上で受けるハラスメントの問題が顕在化しています。

事業所に対しては、男女の均等な機会と待遇の確保など労働関連法令の順守とともに、どのようなハラスメントも防止する姿勢をもつことで、誰もが働きやすい職場づくりが求められます。また、様々な形態の働き方や幅広い分野で女性が活躍できる環境も必要です。

本市内では、若者に就農機会を提供する団体や農業の魅力を発信する女性農業者の活動も活発に行われています。市内で収穫された地場野菜や魚介類を活用したオリジナルレシピによる商品開発など、本市が取り組む地場野菜のブランド化と6次産業化の推進において、女性が活躍する機会の拡大を図ります。

本市には、江戸時代に栄え、現在でも古い蔵や町屋が残り、日本遺産にも登録された旧市街エリアが存在します。そのエリア再生とにぎわいづくりのために、市と民間のそれぞれの強みを活かした「官民連携」により、今ある資源に新たな価値を加えて再生させる「リノベーションまちづくり」のプロジェクトに取り組んでおり、その一環として、女性が活躍する場と機会の創出を推進します。

■男女の地位の平等感(雇用の機会や職場)



資料:「市民・事業所アンケート調査」

## 【施策の方向と具体的施策】

### (1)雇用におけるジェンダー平等な機会と待遇確保の推進

番号	具体的取組	主な担当課
17	市内事業所に対して「男女雇用機会均等法」や「女性活躍推進法」など労働関連法や制度の周知と順守を図ります	まちの活性課 人権推進課
18	雇用や待遇、解雇等にかかる労働相談窓口の充実を図ります	人事課 子育て支援課 人権推進課

### (2)女性の就業支援

番号	具体的取組	主な担当課
19	再就職や起業に関する相談体制と学習機会を充実します	まちの活性課 人権推進課
20	女性をはじめ、家族みんなが主体的に経営に参画できる環境を推進します	農林水産課
21	中心市街地活性化のエリアマネジメントにおける女性の活躍を推進します	まちの活性課

### (3)職場におけるハラスメントの防止

番号	具体的取組	主な担当課
22	市役所や学校におけるハラスメント防止のための相談体制と予防啓発を充実します	人事課 教育総務課 人権推進課
23	事業所が職場におけるあらゆるハラスメント防止にかかる法令順守を徹底し、事業所内の相談体制や防止対策の取組を促進するよう働きかけます	まちの活性課 人権推進課

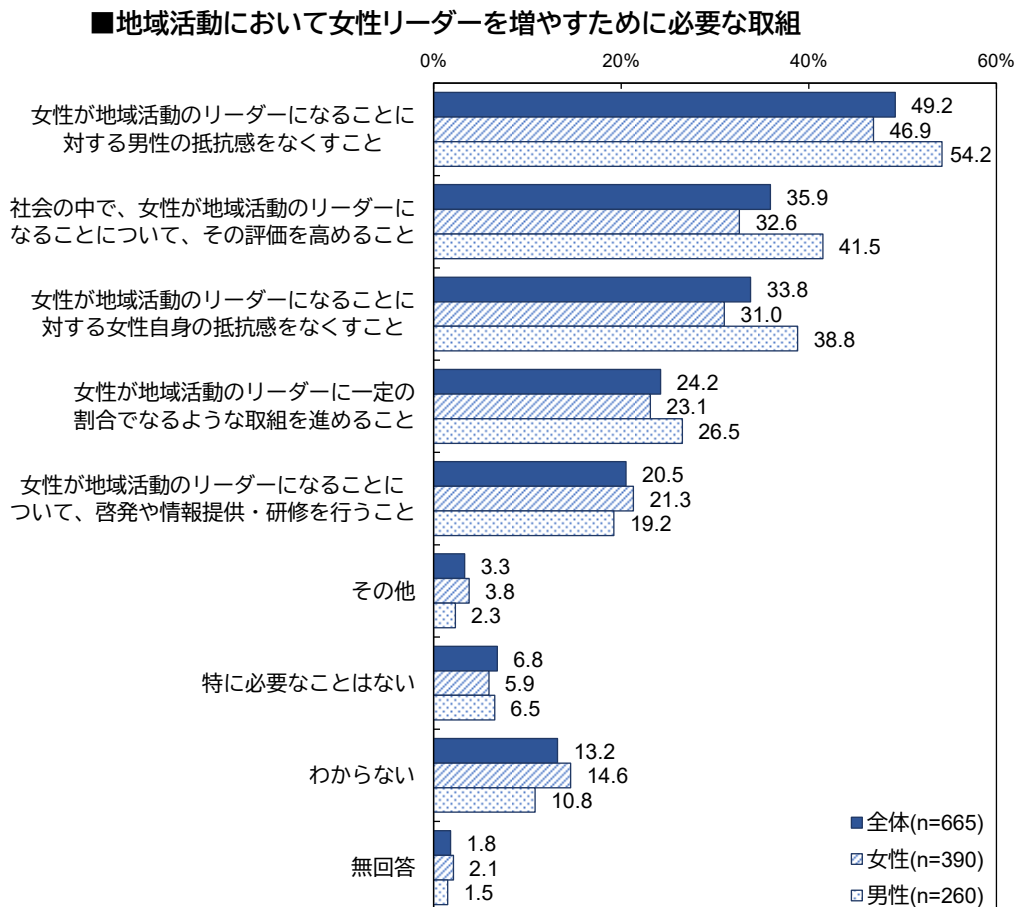
## 基本課題4. 地域・家庭における共同参画の促進【女性活躍推進計画】

家庭とともに、市民の暮らしに最も身近な地域においては、市民のニーズが多様化するなかで、個々の地域の実情に合わせたきめ細やかな対応が求められています。本市では、地域団体における役員等への女性の参画が十分であるとはいえません。「市民・事業所アンケート調査」をみると、地域活動における女性リーダーを増やすためには、男性の抵抗感をなくすことをあげる人の割合が高くなっています。

誰もが暮らしやすい地域社会をつくるためには、多様な市民が対等な立場で参画する必要があることを啓発するとともに家庭や地域を共に担っていく協働意識の向上を推進します。

本市では、男性を対象とした料理や子育ての講座、ストレス解消とリラックス効果のあるヨガ教室などを開催しています。男性の個人としての生活の充実につながり、家庭生活における活動への参画を促すための機会の提供や仲間づくりを支援します。

また、女性の地域防災・減災活動への参画拡大とともに、避難所運営等において女性をはじめとする多様な市民の声を反映して、誰もが安心できる仕組みづくりに取り組みます。



資料:「市民・事業所アンケート調査」

## 【施策の方向と具体的施策】

### (1)誰もが活躍できる地域社会づくり

番号	具体的取組	主な担当課
24	自治会等の地域団体を対象にした出前講座や研修を通じて、地域活動における男女共同参画の啓発を推進します	人権推進課
25	いずみさの女性センターの登録グループの育成と活動支援を行います	人権推進課 生涯学習課

### (2)男性の家事・子育て・介護等への参画促進

番号	具体的取組	主な担当課
26	男性を対象にした、料理や家事の知識や技術を身につける講座を開催します	人権推進課 生涯学習課
27	父親対象の子育て講座や交流機会を拡充して、父親の仲間づくりを支援します	子育て支援課 人権推進課 生涯学習課
28	男性の介護への参画促進を行い、相談や支援の充実を図ります	人権推進課

### (3)地域防災活動への女性の参画促進

番号	具体的取組	主な担当課
29	地域防災計画の策定において女性の意見を反映する体制を構築するとともに、防災マニュアル等に女性や高齢者、障がいのある人、外国人、子ども、乳幼児のいる家族等の視点を反映します	危機管理課 人権推進課 地域共生推進課 子育て支援課 学校教育課
30	地域防災支援員の女性割合向上や女性消防団の団員増加と活動の充実を図ります	危機管理課
31	自主防災組織への女性の参加・参画を促進するとともに、「避難所運営ゲーム(HUG) ¹⁸ 」などを通じて、多様な視点を取り入れた避難所運営を地域住民が主体的に行えるための学習機会を提供します	危機管理課 人権推進課

18 避難所運営ゲーム (HUG) : 避難者の年齢や性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを避難所の体育館や教室に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験するゲーム。

## 基本目標Ⅱ 誰もが安全・安心な地域社会づくり

### 基本課題1. ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶【DV防止基本計画】

重大な人権侵害である性暴力では、DVやデートDV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為のほかにも、JKビジネス¹⁹、AV出演強要、リベンジポルノ(私事性的画像被害)など、若年女性の被害が顕在化しています。また、近年ではSNS²⁰の普及により、その被害は多様化、低年齢化する傾向です。新型コロナウイルス感染症の拡大後には、それ以前と比べて DV や性暴力被害の相談が増加するなど、人々のストレスや社会不安が暴力増加の引き金になっています。

性暴力は、被害者の安心・安全な生活を脅かすだけでなく、将来にわたって大きな影響を及ぼすことがあります。暴力によって体に受けた傷は癒えても、心の傷は長年にわたって被害者を苦しめ、そのことによって生活に支障をきたすといったことが起こりえます。

本市には、年間500～700件程度のDVに関連する相談が寄せられていますが、これまで、性暴力は被害者が自分にも落ち度があると思ったり、人に話すことで二次被害²¹を受けることがあったりして潜在化する傾向がありました。

性暴力についての正しい認識の浸透と暴力を許さない社会意識を広げるとともに、被害者支援としては、相談対応、被害者保護の対応から自立支援の取組まで庁内の各課及び関係機関との連携強化により、一層の支援体制の強化に取り組みます。

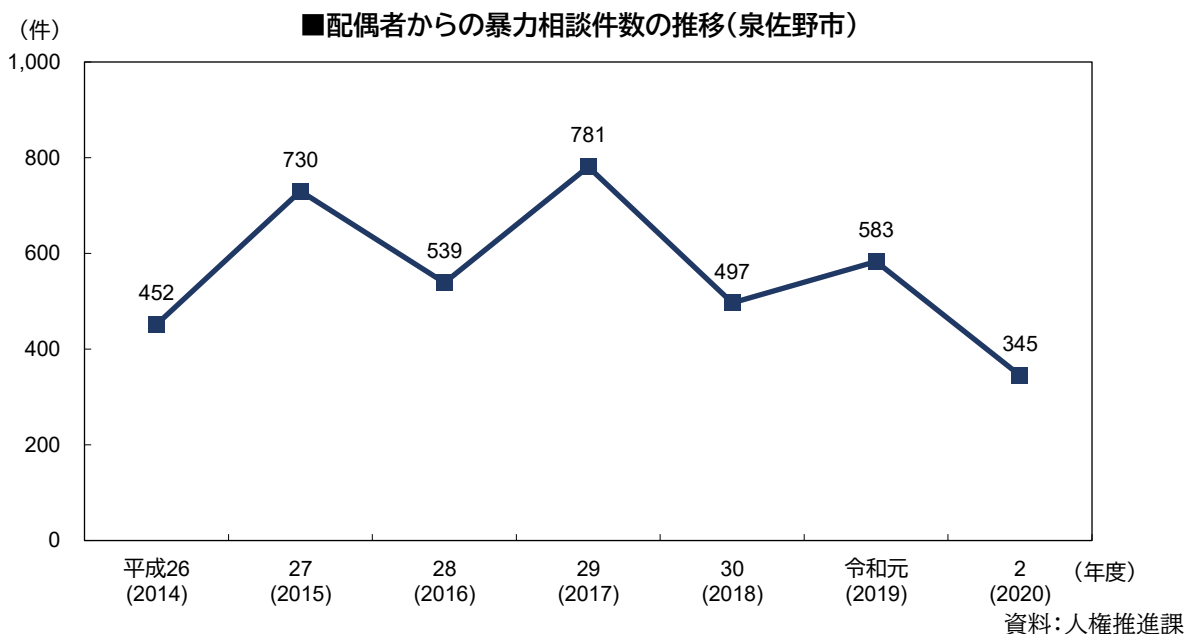
男性や若年層、子どもなどの相談対応については、SNS やメールによる相談、24 時間対応などのニーズがあることから、市が設置する相談窓口以外にも多様な相談窓口の周知を積極的に進めることで、これまで相談につながりにくかった層への支援を行います。

19 JKビジネス：主として「JK」(女子高校生)などの未成年者を雇い、表向きには性的サービスを行わない健全な営業を装いながら、「裏オプション」等と称し、性的なサービスを客に提供させるもの。

20 SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で登録された利用者同士が交流できる Web 上のサービスのこと。

21 二次被害：被害を明らかにした後に周囲からの言動でさらに傷つけられる行為。





## 【施策の方向と具体的施策】

### (1)暴力を許さない社会意識の浸透

番号	具体的取組	主な担当課
32	性に基づく様々な暴力についての正しい認識を浸透し、暴力を許さない社会意識を醸成するために、あらゆる機会、手段を活用した啓発を推進します	人権推進課
33	望まない性的行為は性暴力であるという、性的合意に対する認識の浸透を図ります	人権推進課
34	痴漢抑止バッジやパープルリボンバッジなどの周知と活用を広げます	人権推進課

### (2)相談支援体制の充実

番号	具体的取組	主な担当課
35	被害が潜在化しないように、相談窓口の充実と周知を進めます	人権推進課
36	男性相談窓口の周知と相談利用の啓発を進めて、男性が相談しやすい環境をつくれます	人権推進課
37	若年者や子どもが相談しやすい相談窓口の設置と子どもたちに向けた情報発信の方法を検討します	子育て支援課 学校教育課 健康推進課 人権推進課

### (3)DV等被害者保護と自立支援の推進

番号	具体的取組	主な担当課
38	被害者と直接接する可能性のある市職員、教職員、民生・児童委員、相談員等に対してDVの理解と認識を深めるための研修を実施します	市民課 人事課 子育て支援課 教育総務課 学校教育課 地域共生推進課 人権推進課
39	児童虐待とDVは関連が深いことから、要保護児童対策地域協議会等との連携により、DV被害者への早期対応を図ります	子育て支援課 学校教育課 市民課 人権推進課
40	個人情報保護に対する職員の認識を向上し、被害者保護のための住民基本台帳事務における措置を徹底します	市民課 人権推進課
41	関係機関と連携したDV被害者の緊急一時保護や安全確保などの体制を強化します	人権推進課
42	DV防止ネットワーク会議等を通じた関係課及び関係機関との連携体制を強化して、住居の確保、生活の自立、心のケア、子どもの教育など継続的に必要な被害者支援を実施します	市民課 建築住宅課 生活福祉課 子育て支援課 学校教育課 地域共生推進課 人権推進課

### (4)性暴力の予防と被害者支援

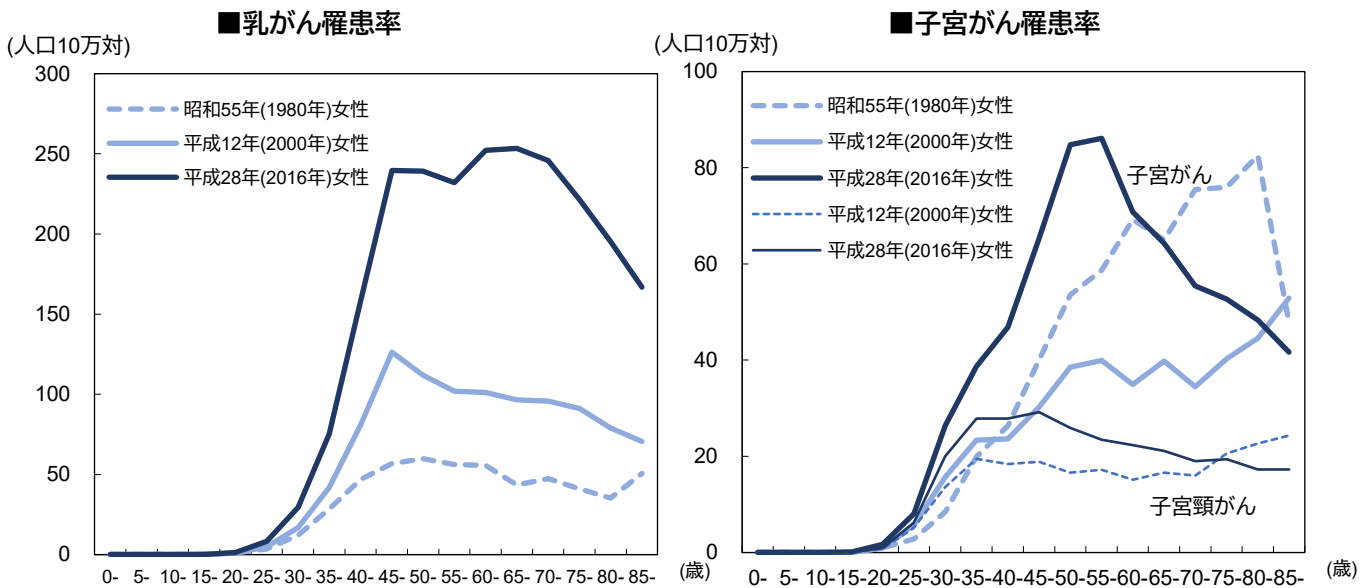
番号	具体的取組	主な担当課
43	デートDVを防止するための若年者を対象にした予防教育を実施します	学校教育課 人権推進課
44	誰もが性暴力の被害者にも加害者にもならないよう、子どもの頃からの発達段階に応じた性教育やSNSの利活用が性犯罪被害につながる危険性を学ぶ予防教育に取り組みます	学校教育課 人権推進課
45	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの周知を進めます	人権推進課

## 基本課題2. 生涯にわたる男女の健康支援

誰もが健康を享受するためには、自らの心身の健康について、正確な知識・情報を入手して、主体的に行動することが重要ですが、女性は産む性であるという特性から、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といったライフステージごとに心身の状態が大きく変化します。女性特有の疾病である乳がん、子宮がんの罹患状況をみると、乳がんの罹患率が大幅に上昇しており、子宮がんでは罹患年齢の若年化傾向がみられます。男性は、生活習慣病のリスクを高める喫煙や飲酒をしている人の割合、自殺、ひきこもりの割合が女性よりも高い傾向があります。

また、人間関係や仕事のストレス、生活への不安によって、うつ病や依存症など心の健康に問題を抱える人が増えています。

市民の誰もが心と体の健康について、正しい知識を身につけ、主体的に健康づくりに取り組むことができるよう生涯にわたる健康づくりを支援するとともに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)²²が、女性だけでなく、すべての人にかかわることであるという理解と知識の浸透に向けた教育に取り組みます。



資料:国立がん研究センターがん情報サービス(がん登録・統計)

22 **リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利)**: リプロダクティブ・ヘルスとは、性と生殖にかかわるすべてにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも良好な状態であること。リプロダクティブ・ライツは、リプロダクティブ・ヘルスを実現するために保障されなければならない、自己決定などの諸権利のこと。

## 【施策の方向と具体的施策】

### (1)性差に配慮した健康課題への対応

番号	具体的取組	主な担当課
46	男女のライフステージや性差を踏まえた心身の健康維持支援、生活習慣病の予防のための施策を推進します	健康推進課
47	若年からの性感染症や薬物依存、喫煙、飲酒などに関する正しい知識の普及と予防の取組を進めます	学校教育課 健康推進課 人権推進課

### (2)性と生殖に関する健康と権利の浸透

番号	具体的取組	主な担当課
48	性別にかかわらず、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)について理解するための学習機会を提供します	学校教育課 健康推進課 人権推進課
49	各関係機関が連携し、妊娠から子育て期までの切れ目ない支援の充実を図るとともに、男性に対しても妊娠・出産・子育てについての知識を得る機会を提供します	健康推進課 子育て支援課 地域共生推進課

### (3)心の健康対策の推進

番号	具体的取組	主な担当課
50	うつ病など自殺の背景となりうる要因に対して早期に相談につながる相談体制の充実とゲートキーパー ²³ 養成に取り組み、自殺予防の知識を普及します	健康推進課 子育て支援課 地域共生推進課 人権推進課
51	依存症等の精神疾患やストレスマネジメントなど心の健康に関する情報発信と相談窓口の周知を進めます	健康推進課 人事課 地域共生推進課 人権推進課

23 ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

### 基本課題3. 困難を抱える人への支援

本市が、市内のひとり親家庭を対象に行った調査によると、年間収入が 200 万円未満の割合が 5割を超えています。そのため、希望する支援策としては、経済的支援が最も多く、次いで子どもへの支援があげられています。

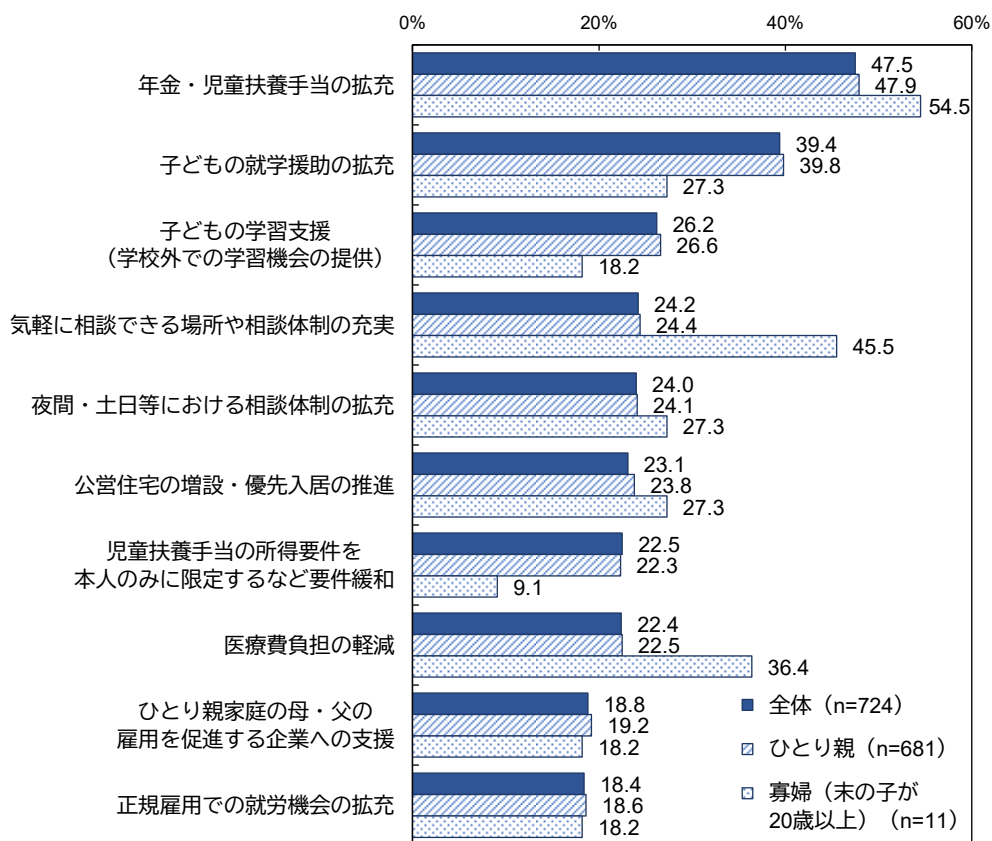
離婚等により家庭の状況に変化が生じる場合、市役所への各種届出などの機会に、利用できる制度や事業を一定周知していますが、一方では、資格取得や就労支援など実際の利用につながっていない、またはつながりにくい状況もあります。

ひとり親家庭等に向けた支援の広報に努めるとともに、個別のアプローチを積極的に行うことにより、制度・事業の利用を促進し、生活の安定と子育てを支援します。

また、高齢や障がいがあること、性的マイノリティ、外国人であることなどにより社会的困難を抱えている人が、性に基づく偏見等を背景に、一層複合的な困難を抱える場合があります。

様々な複合的な困難を抱えている人が安心して暮らせるように、人権尊重の観点からそれぞれの状況に応じて必要な支援に取り組みます。

■希望する支援策(上位 10 項目)



資料:「ひとり親家庭等自立促進計画策定のためのアンケート調査」(平成 30 年(2018 年))

## 【施策の方向と具体的施策】

### (1)ひとり親家庭等が安心して暮らせる環境づくり

番号	具体的取組	主な担当課
52	ひとり親家庭等自立促進計画に基づいて、支援制度の利用促進により生活の安定と子育て支援に取り組みます	子育て支援課 学校教育課
53	ひとり親家庭の状況を考慮して、子どもの学習支援や居場所づくりに取り組みます	子育て支援課 学校教育課

### (2)複合的に困難な状況におかれた人への支援

番号	具体的取組	主な担当課
54	ひとり暮らし高齢者の見守りや子育て支援活動などの地域で主体的に取り組まれる支えあい活動を促進します	地域共生推進課
55	高齢者、障がい者等の権利擁護や生活支援の相談体制を充実します	生活福祉課 地域共生推進課 人権推進課
56	多言語による情報提供や相談体制の整備、地域での交流の場の提供など、地域で暮らす外国人が安心して生活できるための支援を行います	自治振興課
57	多様化、複雑化する困難事例に対応するために、泉佐野市相談事業連絡会議の機能連携の強化を図ります 新型コロナウイルス感染症による様々な貧困に対して、それぞれ状況に応じた再分配等の支援を行います	子育て支援課 学校教育課 まちの活性課 健康推進課 地域共生推進課 生活福祉課 人権推進課 その他関係課

### (3)性的多様性の尊重

番号	具体的取組	主な担当課
58	性的指向や性自認など性の多様性に対する理解を広めて、性的マイノリティに対する差別や偏見をなくします	人権推進課
59	性的マイノリティの当事者が生活上で抱える困難を解消するための取組を進めます 打ち明けられない苦しみを取り除く取組を進めます	全部局
60	「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」の周知を進め、同制度を利用する市民に対して、市営住宅の入居要件で配偶者と同等とみなす取り扱いなど市が行う事務への準用に取り組みます	建築住宅課 人権推進課

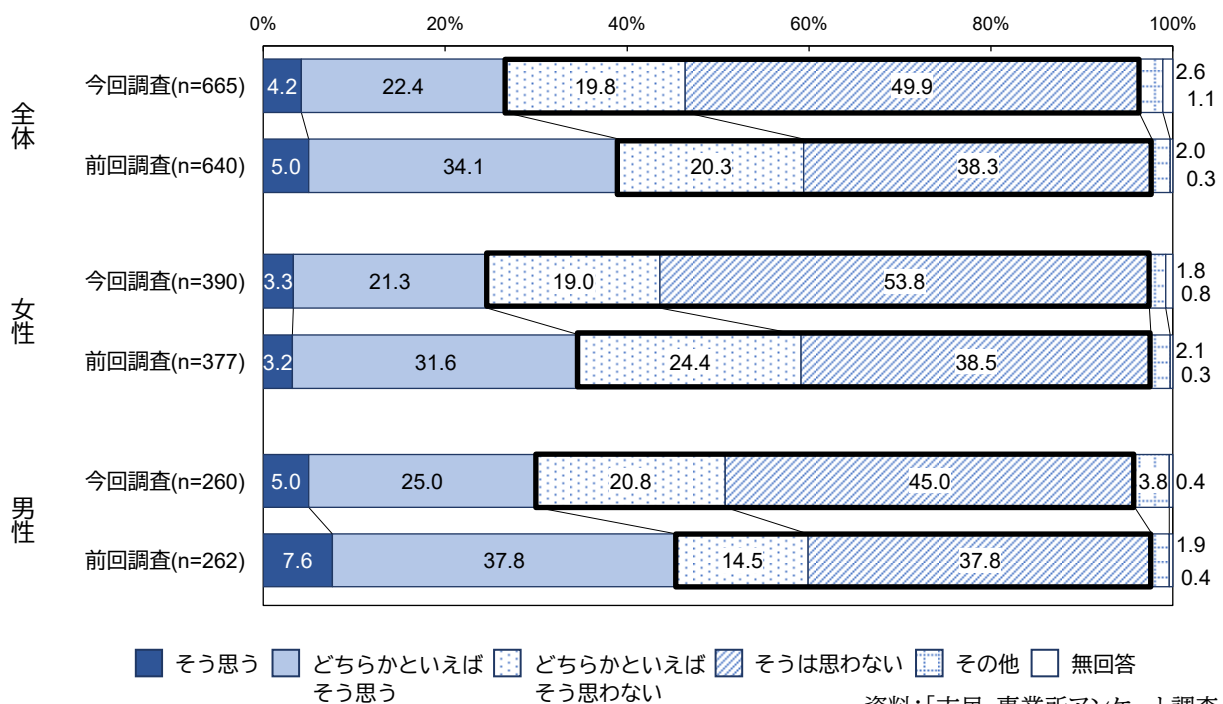
# 基本目標Ⅲ ジェンダー平等意識の浸透

## 基本課題1. 次世代育成に向けた教育と啓発の推進

「市民・事業所アンケート調査」をみると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に対して否定的な人の割合は、前回調査に比べて男女とも増加しており、固定的な性別役割分担の意識は払拭されつつあります。その一方で、社会における男女の地位は、ほとんどの分野で男性優遇感が強い状況は変化していません。このことは、市民の意識が一定変化しているのに対して、生活上での男女の役割やおかれた状況が大きく変化していないことによると考えられます。その背景にある、性別に基づく固定観念や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)により、生きづらさを感じたり、結果的に選択肢を狭めてしまったりすることが起こっています。

こうした固定観念や思い込みは、幼少期からの周囲の大人の言葉かけを含めた子どもが受け取る様々な情報や体験によって形成されるものであることから、保護者や教員・保育士が性別に基づく無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に気づくことを促し、性別にとらわれない言動やジェンダー平等教育の実践を推進します。また、多様な選択を可能にするキャリア教育や、人権尊重の視点に立って高度情報社会を生き抜く力を身につけるための教育に取り組みます。

■「男は仕事、女は家庭」という考え方(経年比較)

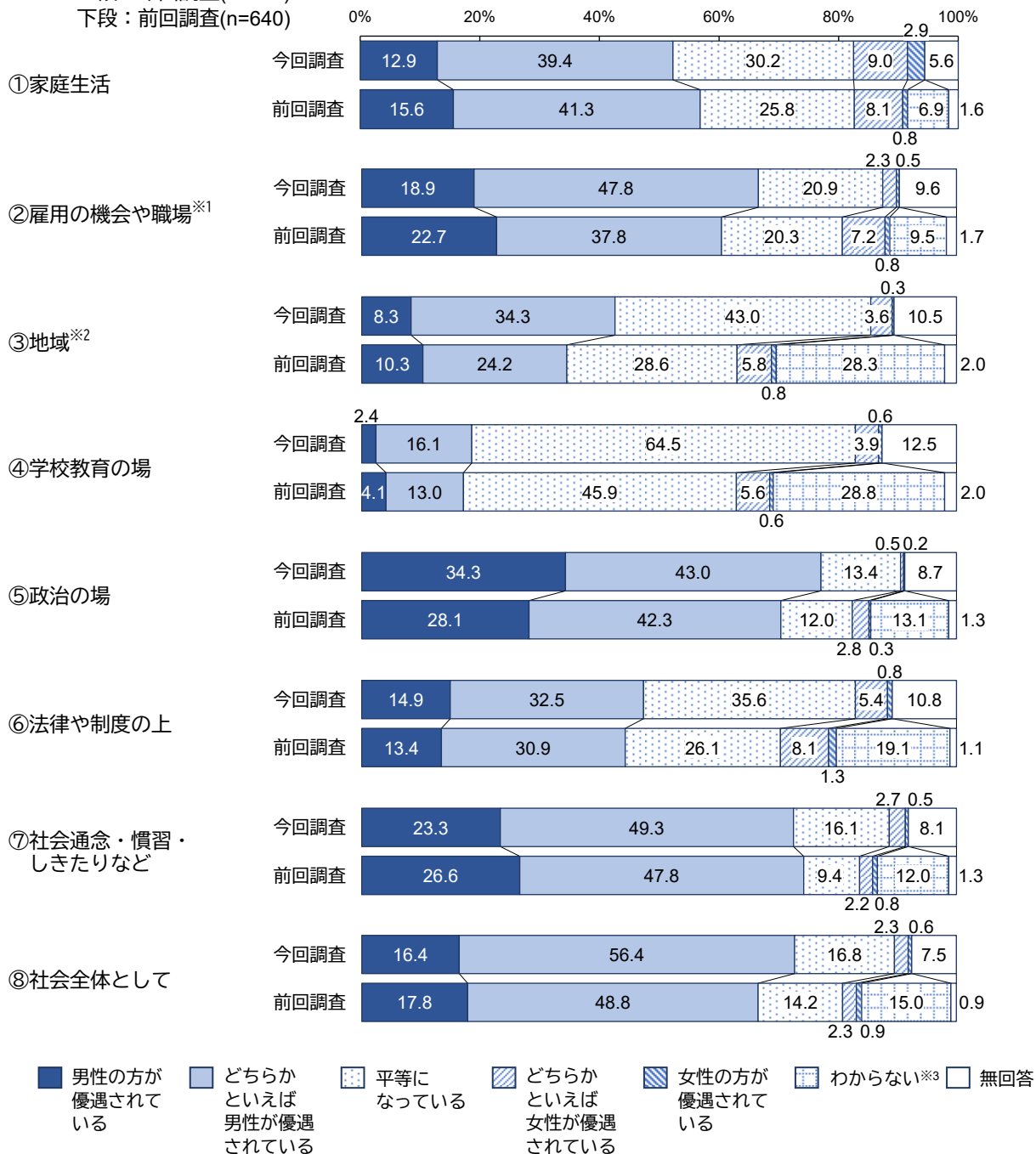


資料:「市民・事業所アンケート調査」

### 男女の地位の平等感(経年比較)

上段：今回調査(n=665)

下段：前回調査(n=640)



※1 前回調査では「職場の中」  
 ※2 前回調査では「地域活動の場」  
 ※3 「わからない」は前回調査のみの選択肢

資料：「市民・事業所アンケート調査」



## 【施策の方向と具体的施策】

### (1)学校におけるジェンダー平等教育の充実

番号	具体的取組	主な担当課
61	教職員が、性別に基づく思い込み(アンコンシャス・バイアス)や隠れたカリキュラムに気づくための研修や学習機会を提供します	学校教育課
62	教員に対するジェンダー平等教育の実践につながる研修を充実します	学校教育課
63	教育相談等において人権尊重、男女共同参画の視点に立った助言・援助を行います	学校教育課 人権推進課
64	性別にとらわれないキャリア教育を充実し、多様な進路選択を可能にする指導を推進します	学校教育課
65	人権尊重につながるメディア・リテラシー、デジタル・リテラシー教育に取り組めます	学校教育課 人権推進課
66	子どもの発達段階に応じた性教育を充実します	子育て支援課 学校教育課
67	ゲストティーチャー会議の充実や派遣の拡大ならびに人材の育成を推進します	人権推進課

### (2)就学前におけるジェンダー平等保育・教育の推進

番号	具体的取組	主な担当課
68	保育者が、性別に基づく思い込み(アンコンシャス・バイアス)や隠れたカリキュラムに気づくための研修や学習機会を提供します	子育て支援課
69	就学前におけるジェンダー平等保育・教育の実践につながる研修を充実します	子育て支援課

### (3)家庭・地域におけるジェンダー平等意識の浸透

番号	具体的取組	主な担当課
70	性別にとらわれず子どもの個性を伸ばす家庭教育の実践につながる学習機会を提供します	子育て支援課 学校教育課
71	ジュニアリーダーの養成や青少年育成団体の活動を通じてジェンダー平等、男女共同参画意識の醸成が図られるようプログラムの点検や指導者研修に取り組めます	青少年課

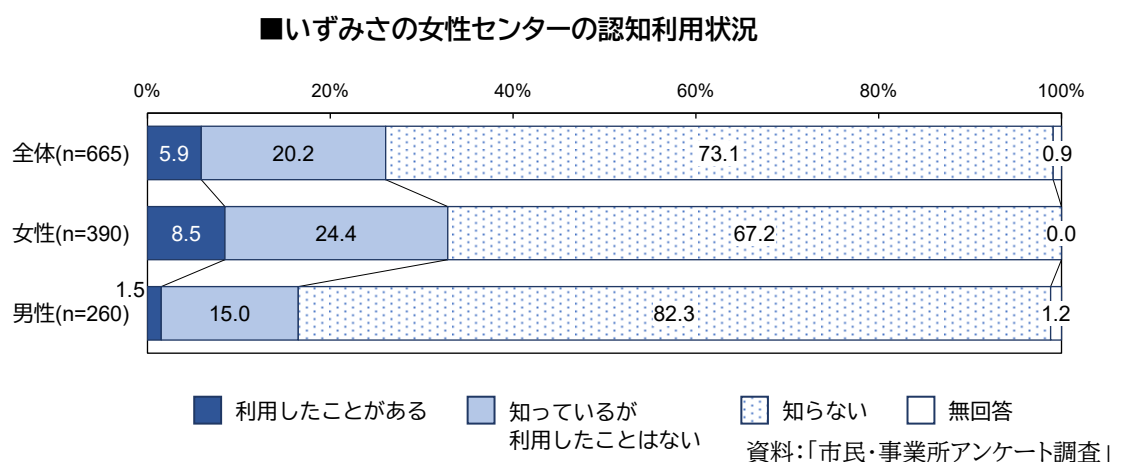
## 基本課題2. あらゆる世代に向けた学習機会の提供と啓発の推進

本市では、平成6年(1994年)に、市民参画による泉佐野市女性問題懇親会からの提言を受けて、女性センター建設についての基本的な考え方を検討したうえで、平成9年(1997年)に「いずみさの女性センター」を開設した経緯があります。センター事業として、女性のための相談、情報収集と提供、学習、自主グループの育成と活動支援、調査・研究、啓発事業などに取り組んでいます。

女性センターで実施した事業や講座から、いずみさの女性センターを拠点として様々な活動を行うグループが生まれて、ネットワークの活動も行っています。

しかしながら、「市民・事業所アンケート調査」をみると、いずみさの女性センターの認知利用状況は高いとは言えず、登録グループ数の増加にも至っていません。新たな利用者を呼び込めるような事業展開の工夫が必要です。

いずみさの女性センターの利用促進と活性化につながる事業企画の検討を進めるとともに、生涯学習活動センターや図書館等と連携した事業展開に取り組めます。



## 【施策の方向と具体的施策】

### (1)男女共同参画の視点に立った広報・啓発活動の充実

番号	具体的取組	主な担当課
72	「男女共同参画週間」「男女雇用機会均等月間」「女性に対する暴力をなくす運動」等の多様な機会を活用した広報・啓発活動を充実します	人権推進課
73	保護者や子ども向けの啓発資料や学習プログラムの作成を行い、活用機会を積極的につくります	学校教育課 人権推進課
74	人権やジェンダーの視点を踏まえた広報や発行物を提供できるよう、表現ガイドラインの改訂とともに活用を促します	人権推進課
75	市民と連携して、いずみさの女性センターに男性や若い世代の利用者を増やすための取組を行います	人権推進課

### (2)男女共同参画の視点に立った学習機会の提供

番号	具体的取組	主な担当課
76	生涯学習活動を通じて市民の男女共同参画意識が醸成されるような学習機会を提供します	生涯学習課 人権推進課
77	市民の主体的な生涯学習活動がジェンダー平等の視点に立って取り組まれるよう啓発を行います	生涯学習課 人権推進課

### (3)男女共同参画に関する調査・研究・情報収集と発信

番号	具体的取組	主な担当課
78	SDGsの目標達成への貢献など、国際的な視野で市民が生活や行動を見直す機会を提供します	全部局
79	ジェンダー平等、男女共同参画の推進に資する情報の収集・発信を積極的に行います	人権推進課
80	図書館において、ジェンダー平等、男女共同参画をテーマにした企画展示を行うなど、市民への発信を強化します	生涯学習課



## 第4章 計画の推進

# 1 計画の推進体制

## (1)男女共同参画推進会議

市長を会長とし、副市長、教育長、全部長級職員で構成する、男女共同参画推進会議は、本市における男女共同参画政策の総合的な企画及び推進を図るために、庁内関係部局間の総合調整を行います。

また、本計画が総合的、実効的に推進されるよう、市職員が施策の企画立案・実施において、男女共同参画の視点をもって取り組むための意識啓発に努めます。

## (2)男女共同参画審議会

男女共同参画審議会は、「泉佐野市男女共同参画まちづくり条例」の規定に基づき設置している、地方自治法第138条の4第3項に定める市長の附属機関です。学識経験者、公共的団体等の代表、人権問題に精通する者、市民代表で構成し、男女共同参画の推進についての重要事項について調査審議を行います。市長の諮問に応じて、本計画の推進について意見を聞き、計画に反映します。

## (3)いずみさの女性センター

女性をとりまく諸問題の解決と、男女が共に自立し、協力しあい、生き生きと暮らせる男女共同参画社会を形成することを目的に設置する施設です。本計画における具体的取組を実施するとともに、男女共同参画社会の実現に資する市民の活動を推進する拠点となります。

市民や関係機関等との連携により、下記の女性センター機能の強化を図ります。

【いずみさの女性センターの機能】

- 女性のための相談
- 男女共同参画に関する情報収集と提供
- 男女共同参画に関する学習
- 自主グループ育成と活動支援
- 男女共同参画に関する調査・研究

## 2 計画の進行管理

### (1)進捗管理と評価

計画の達成度や施策の進捗状況を把握するために、「計画推進の指標」を設定し、可能な限り毎年度、数値を把握して、施策の進捗状況の評価を行い、男女共同参画推進会議ならびに男女共同参画審議会に報告します。

本計画に掲げた取組については、毎年度、事業の実施状況を男女共同参画審議会に報告し、同審議会の意見を踏まえて、以後の施策に反映するよう努めます。

## 3 市民等との協働・連携の推進

### (1)市民等との協働と連携

男女共同参画社会の実現には、行政機関だけでなく市民や事業者、地域団体等と共に取り組むことが不可欠であることから、あらゆる機会をとらえて市民等との協働と連携を積極的に推進します。

### (2)国・大阪府・近隣市町等関係機関との連携

本計画を実効性高く推進するために、国・大阪府の機関や近隣市町及び関係団体等との連携を図ります。なかでも DV 被害者支援においては、配偶者暴力相談支援センターの機能をもつ大阪府女性相談センター及び岸和田子ども家庭センターや泉佐野警察署との連携を強化して、緊急対応時の適切な支援を行います。

## 4 計画推進のための指標

本計画を推進するために下記の指標を設定して、取組の進捗状況を把握します。

基本目標	指標項目	現状値	目標値 令和13年度 (2031年度)
基本目標Ⅰ あらゆる分野における共同参画	1 市における審議会等の女性委員の割合	21.0% (R3.4.1)	30% ※男女いずれか一方が30%未満とならない状態を目指します。
	2 市(一般行政職)における女性の管理職(課長級・部長級)の割合	4.9% (R3.4.1)	10%
	3 自治会長の女性の割合	7.3% (R3)	15%
	4 女性職員の活躍推進や男女が働きやすい職場づくりを目指した研修の開催回数	0回/年 (R2)	2回/年
	5 「ワーク・ライフ・バランス」の認知度	女性 35.6% 男性 36.5% (R2)	男女とも50%以上
	6 ワーク・ライフ・バランスについての講座の実施回数	5回 (R2)	6回
	7 男性職員の育児休業取得率	0 (R2)	1%
	8 「男女いきいき・元気宣言」事業者制度への登録企業数	4社 (R3)	8社
	9 市主催の労働相談会及びセミナーの開催回数及び相談件数	0回/年、0件 (R2)	3回/年、100件
	10 市における地域防災支援員の女性の割合	20% (R3)	40%
基本目標Ⅱ 誰もが安全・安心な地域社会づくり	1 DV(デートDVを含む)防止啓発事業の実施	4回 (R2)	8回
	2 市内事業所へのハラスメント等防止啓発資料の配布	0回/年、0件 (R2)	2回/年、260件
	3 乳がん・子宮がん検診受診率	乳がん 13.9% 子宮がん 18.7% (R2)	50%以上
	4 女性の心とからだの健康を保つためのセミナーの開催及び情報提供の回数	3回/年 (R1)	5回/年
	5 男性の心とからだの健康を保つためのセミナーの開催及び情報提供の回数	1回/年 (R1)	5回/年
	6 若者向けの性感染症や望まない妊娠の回避、喫煙、薬物依存などに関する情報提供及びセミナーの開催回数	5回/年 (R1)	10回/年
基本目標Ⅲ ジェンダー平等意識の浸透	1 「社会全体」で「男女が平等になっている」と感じている人の割合	女性 13.8% 男性 21.2% (R2)	男女とも30%
	2 学校教育の中で、男女平等・男女共同参画に関する授業を実施した回数	7回/年 (R2)	15回/年
	3 人権推進課主催の地域団体・事業所への、男女共同参画に関する研修を実施した回数	0回/年 (R2)	5回/年
	4 人権推進課主催の男女共同参画をテーマにした講座やセミナーへの男性参加者割合	12.2% (R2)	20%



# 資料

## 男女共同参画に関する年表

年	世界の動き	日本の動き	大阪府・泉佐野市の動き (●は泉佐野市)
昭和40年 (1965年)			●「暴力排除都市宣言」
昭和46年 (1971年)			●「青少年を守る都市宣言」
昭和50年 (1975年)	○国際女性年 ○国際女性年世界会議(メキシコシティ)で「世界行動計画」を採択 ○第30回国連総会で1976～1985年を「国連女性の10年」と決定	○総理府に「婦人問題企画推進本部」を設置 ○国際女性年記念日本婦人問題会議開催	
昭和51年 (1976年)	○「国連女性の10年」始まる ○ILO(国際労働機関事務局)に婦人労働問題担当室設置	○離婚の際、旧姓に復するか夫の姓を名乗るか自由選択できるなど、戸籍法改正	○女性問題担当窓口を労働部労働課に設置
昭和52年 (1977年)		○「国内行動計画」策定	○知事の諮問機関として「大阪府婦人問題推進会議」設置
昭和53年 (1978年)			●「人権擁護都市宣言」
昭和54年 (1979年)	○第34回国連総会で「女子差別撤廃条約」を採択		○「大阪府婦人問題推進会議」から知事へ「女性の地位向上に関する提言」提出 ○「大阪府婦人問題企画推進本部」設置
昭和55年 (1980年)	○「国連女性の10年」中間年 第2回世界女性会議開催(コペンハーゲン) ○「女子差別撤廃条約」署名式開催	○「女子差別撤廃条約」に署名 ○配偶者の相続分アップを内容とする改正民法成立	○女性問題の総合的な窓口として、企画部府民文化室に婦人政策係を設置 ○審議会への女性委員の登用目標率を10%と設定
昭和56年 (1981年)	○「女子差別撤廃条約」発効	○「国内行動計画後期重点目標」を発表	
昭和57年 (1982年)			○企画部に婦人政策室設置
昭和58年 (1983年)			
昭和59年 (1984年)		○父系血統主義から父母両系主義の立場をとる改正国籍法成立	
昭和60年 (1985年)	○「国連女性の10年」最終年 第3回世界女性会議(ナイロビ)で「2000年に向けての女性の地位向上のための将来戦略」を採択	○生活保護基準額の男女差解消 ○女性の年金権を確立する国民年金法の一部改正 ○「女子差別撤廃条約」批准	
昭和61年 (1986年)		○「男女雇用機会均等法」施行	○「21世紀をめざす大阪府女性プラン」(第2期行動計画)策定 ○「大阪府女性問題懇話会」設置
昭和62年 (1987年)		○「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」を策定	
昭和63年 (1988年)			

年	世界の動き	日本の動き	大阪府・泉佐野市の動き (●は泉佐野市)
平成元年 (1989年)	○「子どもの権利条約」採択	○新学習指導要綱で中学・高校 家庭科の男女共修化	●企画課に女性政策担当を設置 ●泉佐野市女性問題懇親会及び 女性政策推進会議を設置
平成2年 (1990年)	○「ナイロビ将来戦略」の見 直し勧告		●「女性問題についての意識調 査」実施 ●女性問題つうしん「ふぁいん 21」創刊
平成3年 (1991年)		○新国内行動計画第1次改訂 ○「育児休業等に関する法律」 成立(1992年施行)	○大阪府女性問題懇話会「第3期 行動計画策定に向けての提言」 提出 ○「男女協働社会の実現をめざす 大阪府第3期行動計画ー女と 男のジャンプ・プラン」策定 ●人権推進課に女性政策係を設 置 ●女性政策行動計画「いずみさ の女性プラン21」策定
平成4年 (1992年)			●「小・中学生の性別役割意識と 男女平等教育調査」実施
平成5年 (1993年)		○「短時間労働者の雇用管理の 改善に関する法律」(パート 労働法)成立・施行	○「男女協働社会の実現をめざす 表現の手引き」作成 ●「泉佐野市における部落差別撤 廃とあらゆる差別をなくすこ とをめざす条例」施行
平成6年 (1994年)	○国際家族年 ○国際人口・開発会議をカ イロで開催	○総理府に男女共同参画室設 置 ○「今後の子育て支援のための 施策の基本的方向について」 (エンゼルプラン)策定 ○「新ゴールドプラン」策定 ○「子どもの権利条約」批准	○府立婦人会館閉館 ○ドーンセンター(大阪府立女性 総合センター)開館 ●「女性の生活と意識に関する調 査」実施 ●泉佐野市女性問題懇親会「女性 センター(仮称)建設について の基本的な考え方」提言提出
平成7年 (1995年)	○国際寛容年 ○第4回世界女性会議(北 京)で「行動綱領」を採択 ○「国連人権教育の10年」 始まる	○育児・介護休業法成立・施行 (1999年一部施行) ○ILO156号条約(家族的責 任条約)批准	
平成8年 (1996年)	○貧困撲滅のための国際年	○「人権差別撤廃条約」批准 ○優生保護法の改正・施行(母 体保護法) ○「男女共同参画2000年プラ ン」を男女共同参画推進本部 決定	○大阪府女性センター問題懇話 会「女と男のジャンプ・プラン 見直しに向けての提言」提出
平成9年 (1997年)		○「男女雇用機会均等法」改正 (1999年全面施行) ○女子保護規定廃止を含んだ 「労働基本法」改正(1999年 施行) ○育児・介護休業法改正(1999 年施行) ○「介護保険法」成立(2000年 施行)	○「男女協働社会の実現をめざす 大阪府第3期行動計画(改定)」 ー「新 女と男のジャンプ・プ ラン」策定 ○「審議会等への女性委員の登用 推進要綱」策定 ●いずみさの女性センター開設

年	世界の動き	日本の動き	大阪府・泉佐野市の動き (●は泉佐野市)
平成 10 年 (1998 年)			○「大阪府女性労働対策推進計画」策定 ●泉佐野市女性問題懇談会「いずみさの女性プラン 21 推進に向けての提言」提出 ●「改訂 いずみさの女性プラン 21」策定
平成 11 年 (1999 年)		○「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」成立 ○男女共同参画社会基本法成立・施行 ○「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」(新エンゼルプラン)策定	●「改訂 いずみさの女性プラン 21 実施計画」作成
平成 12 年 (2000 年)	○国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク)	○「ストーカー行為等の規則等に関する法律」成立・施行 ○「児童虐待防止等に関する法律」成立・施行 ○「男女共同参画基本計画」策定	○大阪府「女性に対する暴力」対策会議設置 ●「改訂 いずみさの女性プラン 21 進捗状況実施計画」作成
平成 13 年 (2001 年)		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)成立・施行(2002 年一部施行) ○男女共同参画会議発足 ○「男女共同参画週間」開始 ○「女性に対する暴力をなくす運動」開始	○「大阪府男女共同参画計画」(おおさか男女共同参画プラン)策定 ●「改訂 いずみさの女性プラン 21 進捗状況実施計画」作成 ●「泉佐野市女性問題懇談会」を「泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会 男女共同参画推進計画策定部会」に移行
平成 14 年 (2002 年)			○「大阪府男女共同参画推進条例」施行 ○大阪府男女共同参画苦情処理制度開始 ●「泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会 男女共同参画推進計画策定部会」解散 ●「女性政策推進会議」を「男女共同参画推進会議」に改称 ●「泉佐野市男女共同参画すいしん計画」策定 ●「改訂 いずみさの女性プラン 21 進捗状況」作成 ●「泉佐野市男女共同参画すいしん計画 実施計画」作成
平成 15 年 (2003 年)		○次世代育成支援対策推進法成立・施行 ○少子化社会対策基本法成立・施行	●「女性政策係」を「男女共同参画係」に改称 ●「泉佐野市男女共同参画すいしん計画 進捗状況実施計画」作成

年	世界の動き	日本の動き	大阪府・泉佐野市の動き (●は泉佐野市)
平成 16 年 (2004 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「児童虐待防止等に関する法律」改正・施行</li> <li>○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)改正・施行</li> <li>○育児・介護休業法改正(2005年施行)</li> <li>○児童福祉法改正・施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「泉佐野市男女共同参画すいしん計画 進捗状況実施計画」作成</li> </ul>
平成 17 年 (2005 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国連「北京+10」世界閣僚級会合(第49回国連婦人の地位委員会)をニューヨークで開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行</li> <li>○男女共同参画基本計画(第2次)策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議」設置</li> <li>○「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定</li> <li>●「泉佐野市男女共同参画すいしん計画 進捗状況実施計画」作成</li> </ul>
平成 18 年 (2006 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女雇用機会均等法及び労働基本法改正(2007年施行)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「大阪府男女共同参画計画(おおさか男女共同参画プラン)(改訂版)」策定</li> <li>●「泉佐野市男女共同参画すいしん計画 進捗状況実施計画」作成</li> <li>●「改訂 泉佐野市男女共同参画すいしん計画(改訂 人ひとプラン)策定</li> </ul>
平成 19 年 (2007 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○パートタイム労働法の改正(2007年一部施行 2008年施行)</li> <li>○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法改正)・(2008年施行)</li> <li>○「仕事と生活の調和(ワークライフバランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「大阪府配偶者からの暴力防止及び被害者支援ネットワーク」設置</li> <li>●「泉佐野市男女共同参画すいしん計画 進捗状況」作成</li> <li>●「改訂 泉佐野市男女共同参画すいしん計画 実施計画(改訂 人ひとプラン)作成</li> </ul>
平成 20 年 (2008 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童福祉法・次世代育成支援対策推進法の改正(2009年施行 他)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「企業で働く女性のためのロールモデルバンク事業」創設</li> <li>●「改訂 泉佐野市男女共同参画すいしん計画 進捗状況・実施計画(改訂 人ひとプラン)作成</li> </ul>
平成 21 年 (2009 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○女子差別撤廃委員会 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議</li> <li>○第6回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画シンボルマーク決定</li> <li>○「育児・介護休業法」の改正(2010年施行 他)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「大阪府立女性総合センター(ドーンセンター)を「大阪府立男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター)に改称</li> <li>○「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」の改定</li> <li>●「改訂 泉佐野市男女共同参画すいしん計画 進捗状況・実施計画(改訂 人ひとプラン)作成</li> </ul>

年	世界の動き	日本の動き	大阪府・泉佐野市の動き (●は泉佐野市)
平成 22 年 (2010 年)	○国連「北京+15」世界閣僚級会合(第 54 回国連婦人の地位委員会)をニューヨークの国連本部にて開催	○「第 3 次男女共同参画基本計画」策定	●「改訂 泉佐野市男女共同参画すいしん計画 進捗状況・実施計画」(改訂 人ひとプラン)作成 ●「泉佐野市男女共同参画市民意識調査」実施
平成 23 年 (2011 年)	○「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UN Women)」発足		○「おおさか男女共同参画プラン (2011-2015)」策定 ●「泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会 第 2 次泉佐野市男女共同参画すいしん計画 策定部会」を設置 ●「男女が元気でいきいき働く職場づくり」についての事業所アンケート調査実施
平成 24 年 (2012 年)	○ラオス人民民主共和国ビエンチャン特別市において「第 1 回女性に関する ASEAN 閣僚級会合」開催	○女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議において『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画～働く『なでしこ』大作戦～」策定	○「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画 (2012-2016)」策定 ●「第 2 次いずみさの男女共同参画行動計画」(第 2 次人ひとプラン) 策定 ●男女共同参画ひろめ隊登録開始
平成 25 年 (2013 年)		○若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 (2014 年施行)	
平成 26 年 (2014 年)	○第 58 回国連女性の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	○「すべての女性が輝く社会づくり本部」の設置 ○「すべての女性が輝く社会づくり推進室」の発足	●「泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会」にて「男女共同参画推進条例制定」の提言
平成 27 年 (2015 年)	○第 59 回国連女性の地位委員会「北京+20」記念会合 ○第 3 回国連防災世界会議「仙台防災枠組」採択	○「女性活躍加速のための重点方針 2015」策定 ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が成立 ○女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を閣議決定 ○「第 4 次男女共同参画基本計画」策定	○OSAKA 女性活躍推進会議の設置 ●「泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会」内に「泉佐野市男女共同参画推進条例策定検討委員会」設置
平成 28 年 (2016 年)		○「育児・介護休業法」改正 (2017 年施行) ○「男女雇用機会均等法」改正 (2017 年施行)	○「おおさか男女共同参画プラン (2016-2020)」策定
平成 29 年 (2017 年)	○第 1 回 G 7 男女共同参画担当大臣会合 (イタリア) 開催		○「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画 (2017-2021)」策定 ●「泉佐野市男女共同参画まちづくり条例」制定・施行

年	世界の動き	日本の動き	大阪府・泉佐野市の動き (●は泉佐野市)
平成 30 年 (2018 年)		○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 ○「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生をうけての緊急対策～」策定	
平成 31 年 令和元年 (2019 年)	○W 2 0 日本開催 (第 5 回 WAW! と同時開催)	○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等改正	○「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」施行
令和 2 年 (2020 年)	○国連「第 4 回世界女性会議 25 周年記念ハイレベル会合」 ○W 2 0 サミット (サウジアラビア) 開催	○DV 相談+ (プラス) 開始 ○「第 5 次男女共同参画基本計画」策定	○「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」開始 ○「大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について」答申
令和 3 年 (2021 年)	○「ジェンダー平等を目指す全ての世代フォーラム」(メキシコ、フランス) 開催	○人生 100 年時代の結婚と家族に関する研究会開催 ○コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書	○「おおさか男女共同参画プラン (2021-2025)」策定 ●「泉佐野市男女共同参画に関する市民・事業所アンケート調査」実施
令和 4 年 (2022 年)			●「泉佐野市男女共同参画推進計画」策定

# 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

## 目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する  
基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八  
条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る

男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社



会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域

における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

## 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、

必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法 (平成九年法律第七号) は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法 (以下「旧審議会設置法」という。)

第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

#### 附 則 (平成十一年七月十六日 法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律 (平成十一年法律第八十八号) の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日 = 平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者 (任期の定めのない者を除く。) の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

#### 附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律 (第二条及び第三条を除く。) は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

# 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

昭和60年(1985年)批准

この条約の締約国は、  
国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主権の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、  
しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかんを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認

められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的  
重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に  
留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠  
となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体  
が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役  
割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に  
必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられて  
いる諸原則を実施すること及びこのために女子に対す  
るあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置を  
とることを決意して、

次のとおり協定した。

## 第一部

### 第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、  
性にに基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、  
経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる  
分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを  
問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基  
本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し  
又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

### 第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非  
難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての  
適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに  
合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適  
当な法令に組み入れられていない場合にはこれ  
を定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現  
を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当  
な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含  
む。)をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を  
基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判  
所その他の公の機関を通じて差別となるいかな  
る行為からも女子を効果的に保護することを確  
保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は  
慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこ  
の義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別  
を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、  
慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべ  
ての適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑  
罰規定を廃止すること。

### 第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、

経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

#### 第四条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

#### 第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

#### 第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

## 第二部

#### 第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

#### 第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

#### 第九条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又

は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

## 第三部

#### 第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

#### 第十一条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

- (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利
  - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
  - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
  - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
  - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

#### 第十二条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

#### 第十三条

- 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- (a) 家族給付についての権利
  - (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
  - (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

#### 第十四条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対

して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

### 第四部

#### 第十五条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかなるかを問わない。)を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

#### 第十六条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
- (a) 婚姻をする同一の権利
  - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
  - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
  - (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任を

もって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利

(f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)

(h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

## 第五部

### 第十七条

- この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後には二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
- 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。
- 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これ

らの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

### 第十八条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内

(b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

### 第十九条

1 委員会は、手続規則を採択する。

2 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

### 第二十条

1 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年二週間を超えない期間会合する。

2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

### 第二十一条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

### 第二十二条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

## 第六部

### 第二十三条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約

又は国際協定

#### 第二十四条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

#### 第二十五条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

#### 第二十六条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

#### 第二十七条

- 1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

#### 第二十八条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付す

る。

- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

#### 第二十九条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

#### 第三十条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)  
最終改正：令和元年六月二十六日法律第四十六号

## 目次

前文
第一章 総則(第一条・第二条)
第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)
第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第五条)
第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)
第四章 保護命令(第十条―第二十二條)
第五章 雑則(第二十三条―第二十八条)
第五章の二 補則(第二十八条の二)
第六章 罰則(第二十九条・第三十条)
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

(定義)

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離

婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

## 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市



町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

- 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に對し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定によ

る命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効

力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
  - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
  - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
  - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
  - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合に

は、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
  - 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。
- (第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を

発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲

げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

#### 附 則（平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

#### 附 則（平成一九年七月一日法律第一一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成二五年七月三日法律第七二号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

#### 附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

#### 附 則（令和元年六月二六日法律第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)  
改正：令和元年六月五日法律第二十四号

## 目次

第一章 総則（第一条—第四条）
第二章 基本方針等（第五条・第六条）
第三章 事業主行動計画等
第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
附則

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

### （基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する

男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

### （基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
  - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
  - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
  - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
  - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項

を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」と



いう。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法

律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しな

なければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務

の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政

令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄 （施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

## 附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する

法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施

行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

# 泉佐野市男女共同参画まちづくり条例

平成 29 年 3 月 27 日  
泉佐野市条例第 2 号

我が国においては、個人の尊重と法の下での平等という日本国憲法の基本理念を踏まえ、国際社会の動きと連動して男女平等の実現に向けた様々な取組を進め、男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)が制定された。

泉佐野市においても、「いずみさの男女共同参画行動計画」を策定し、市民協働型事業をはじめ、各種の施策に取り組んできたところである。

しかしながら、少子化、ニート、引きこもり、シングルマザーの貧困、虐待、ドメスティック・バイオレンス等といった社会問題が次々と表面化している。これらの根本的な原因を解消し、真の男女平等の実現を図るためには、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女が性別による相違点を認め合うとともに、互いに尊重し、助け合うことが必要である。

ここに、男女共同参画のまちづくりに取り組むため、この条例を制定する。

## (目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画に関する基本理念を定め、市、市民、事業者の役割を明らかにすることにより、男女共同参画の総合的かつ計画的な推進を図り、もって誰もが生き生きと心豊かに暮らすことができるまちづくりに寄与することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野(以下「社会のあらゆる分野」という。)における活動に参画する機会が確保されることにより、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び交際関係のある同居者を含む。以下同じ。)若しくは配偶者であった者又はこれらに準ずる親しい関係にある者が、その相手方に対し、身体的、精神的、性的又は経済的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動によりその者に不快感若しくは不利益を与えること又はその者の生活環境を害することをいう。

(4) マタニティ・ハラスメント 女性労働者が妊娠し、若しくは出産したことを理由に、その者に対して解雇その他の不利益な取扱いを行うこと又は妊娠若しくは出産を事由とした言動により、その者の就業環境を害することをいう。

## (基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別を理由とする差別的取扱いを受けることなく、その個性と能力を発揮する機会が確保されること、男女間の暴力的行為が根絶されること及びその他の人権が尊重されること。

(2) 男女が相互に協力し、社会と調和して子の養育、家族の介護その他の家庭生活における責任を果たし、家庭生活における活動と社会生活における活動を両立して行うことができるようにすること。

(3) 男女が、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定の過程に参画する機会が確保されること。

(4) 男女が互いに身体的な特徴についての理解を深め、健康の保持を図り、妊娠、出産等に関する事項について互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されること。

(5) 男女共同参画の推進に関する取組は、これまでの国内における取組と日本文化を尊重し、かつ多文化共生の視点を持って、国際社会における取組と協調して行われること。

## (市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に

関する施策を総合的に策定し、実施するものとする。

2 市は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

3 市は、国及び他の地方公共団体と連携し、市民及び事業者(以下「市民等」という。)と協力して男女共同参画の推進に取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画についての理解を深め、社会のあらゆる分野において、主体的かつ積極的に男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動において男女共同参画の推進に努めるとともに、職場における活動と家庭、地域等における活動を両立できる職場環境を整備するよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、次に掲げる権利侵害及び性別を理由とする差別的取扱いを行ってはならない。

(1) ドメスティック・バイオレンス

(2) セクシュアル・ハラスメント

(3) マタニティ・ハラスメント

(4) 前3号に掲げるもののほか、性別を理由とする権利侵害

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別を理由とする差別的取扱い又は男女間の暴力的行為を助長する表現その他の男女共同参画の推進を阻害するおそれがある表現を行わないよう配慮しなければならない。

(推進計画の策定等)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施するため、男女共同参画推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、推進計画の策定に当たっては、泉佐野市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くとともに、市民等の意見が反映されるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(拠点施設の整備等)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民等による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設の整備及び充実に努めるものとする。

(広報活動等)

第11条 市は、男女共同参画について市民等の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

(調査研究)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定又は実施に必要な調査研究を行うものとする。

(市民等に対する支援)

第13条 市は、市民等が実施する男女共同参画の推進に関する取組を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情等及び相談)

第14条 市長は、男女共同参画の推進に関する苦情又は意見を受けたときは、必要に応じて、適切に処理するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くこ

とができる。

2 市長は、第7条に規定する性別による権利侵害その他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害についての相談を受けたときは、必要に応じて、関係機関と連携し、適切に処理するものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(泉佐野市附属機関条例の一部改正)

2 泉佐野市附属機関条例(平成12年泉佐野市条例第34号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]



# 泉佐野市男女共同参画審議会規則

平成 29 年 3 月 31 日

泉佐野市規則第 3 号

改正 平成 30 年 3 月 30 日 泉佐野市規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、泉佐野市附属機関条例(平成 12 年泉佐野市条例第 34 号。以下「条例」という。)第 3 条の規定に基づき、泉佐野市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、条例別表に掲げる当該担当事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 人権問題に関し精通する者
- (4) 公募した市民

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

(関係者の出席)

第 8 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 9 条 審議会の会議は、公開する。ただし、審議会の会議が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

(1) 泉佐野市情報公開条例(平成 11 年泉佐野市条例第 27 号)第 6 条各号に掲げる情報に関し審議する場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

2 審議会の会議を公開するかどうかの決定は、会長が行う。この場合において、会長は、当該会議に諮り意見を聴くことができる。

3 会長は、会議を非公開とした場合は、その理由を示さなければならない。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、市民協働部人権推進課において行う。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日泉佐野市規則第4号)抄  
(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

## 泉佐野市男女共同参画審議会 委員名簿

所 属 等	氏 名
市民公募	牛山 太郎
泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会 会長	川崎 一博
泉佐野市立校園長会 泉佐野市立長南小学校 校長	杉村 祐紀代
公立大学法人 大阪府立大学 生命環境科学研究科獣医学専攻 准教授	高野 桂
泉佐野市人権を守る市民の会 副会長	立山 眞吉
公益社団法人泉佐野市人権協会 理事長	中藤 辰洋
岸和田人権擁護委員協議会泉佐野市地区委員会 会計	中村 初美
市民公募	馬場 郁子
ジャーナリスト 元京都公立大学法人 理事	細見 三英子
いずみさの女性センターネットワーク 代表 (IWN)	村田 恵子

(五十音順)

任期：令和3年7月1日から令和5年6月30日

## 計画策定の経緯

年月	内容
令和2年 9月1日	令和2年度第1回泉佐野市男女共同参画審議会 ・泉佐野市男女共同参画市民意識調査及び事業所意識調査の実施について
11月18日～ 11月30日	「泉佐野市男女共同参画に関する市民・事業所アンケート調査」の実施
10月～12月	市民・事業所アンケート調査結果とりまとめ
令和3年 1月	泉佐野市男女共同参画に関する市民・事業所アンケート調査 中間報告書作成
2月8日	令和2年度第2回泉佐野市男女共同参画審議会 ・泉佐野市男女共同参画に関する市民及び事業所意識調査の結果について ・第2次いずみさの男女共同参画行動計画の進捗状況について
3月	泉佐野市男女共同参画に関する市民・事業所アンケート調査 結果報告書作成
7月21日	令和3年度第1回泉佐野市男女共同参画審議会 ・「第2次いずみさの男女共同参画行動計画」の進捗状況について ・「(仮称)第3次泉佐野市男女共同参画推進計画」の策定について
8月～10月	庁内部局へのヒアリング実施
11月24日	令和3年度第2回泉佐野市男女共同参画審議会 ・第1回泉佐野市男女共同参画審議会での審議をふまえて ・「(仮称)第3次泉佐野市男女共同参画推進計画」の素案について
1月17日～ 2月7日	パブリックコメント実施
2月24日	泉佐野市男女共同参画審議会 答申
3月	「第3次泉佐野市男女共同参画推進計画」策定
4月	「第3次泉佐野市男女共同参画推進計画」公表

# 泉佐野市男女共同参画推進会議設置要綱

## (設置)

第1条 本市における男女共同参画政策の総合的かつ効果的な企画及び推進を図るため、泉佐野市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という）を置く。

## (所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な企画及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策に係る関係部局間の連絡調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画に関すること。

## (組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員で組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 副会長は、副市長をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

## (会長)

第4条 会長は、推進会議の会議（以下「委員会」という）の議長となり、会務を総理する。

- 2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する副会長がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会会議は、必要に応じて会長が招集する。

## (幹事)

第6条 推進会議に常任幹事及び幹事（以下「幹事等」という）を置く。

- 2 常任幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事は、本市職員のうちから市長が命じ、又は委嘱する。
- 4 幹事等は、推進会議の所掌事務について委員を補佐する。
- 5 委員会会議の準備その他必要があるときは、常任幹事及び関係幹事をもって、幹事会又は専門部会を行う。

## (庶務)

第7条 推進会議の庶務は、市民協働部人権推進課において処理する。

## (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、会長が定める。

## 付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1

(委員)  
教育長  
全部長級

別表 2

(常任幹事)  
政策推進課長  
行財政管理課長  
自治振興課長  
人事課長  
農林水産課長  
まちの活性課長  
生活福祉課長  
地域共生推進課長  
介護保険課長  
健康推進課長  
国保年金課長  
子育て支援課長  
教育総務課長  
学校教育課長  
生涯学習課長  
青少年課長  
スポーツ推進課長



## 第3次泉佐野市男女共同参画推進計画

令和4年(2022年)3月

発行 泉佐野市市民協働部人権推進課

〒598-8550

泉佐野市市場東1丁目1番1号

TEL(072)463-1212(代表)

FAX(072)464-9314

E-mail:[hitohito@city.izumisano.lg.jp](mailto:hitohito@city.izumisano.lg.jp)